

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

(11月29日)
(第9号)

第9号
11月29日

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

第9号

○平成24年11月29日（木曜日）

議事日程（第9号）

平成24年11月29日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇

11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣一	郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	青	木	謙	順
36	番	中	森	博	文
37	番	前	野	和	美
38	番	水	谷		隆

39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課主査)	中 村	晃 康
書記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	藤本 和弘
農林水産部長	梶田 郁郎
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	岡本 道和
地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員	丹保 健一
教育長	真伏 秀樹
公安委員会委員	西本 健郎
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 藤根正典議員。

〔3番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○3番（藤根正典） 皆さん、おはようございます。

熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。議長のお許しをいただきましたので、本日1番手として、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私、昨年ちょうど11月29日に質問をさせていただきまして、1年ぶりの、ちょうど丸1年ぶりの一般質問ということでお願いをしたいと思います。今回南部地域、そして、過疎地域というところの観点で質問をさせていただきますので、しばらくおつき合いをお願いいたします。

最初の質問は、紀伊半島大水害からの復旧、復興について、その進捗状況及び今後の復旧計画などについてお聞かせいただきたいと思います。

台風12号及び15号によって三重県、奈良県、和歌山県それぞれの、特に南の地域が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から早いもので1年と3カ

月が過ぎようとしています。この災害、私たち紀南地域にとってはまさに1889年、明治22年の十津川大水害や、1959年、昭和34年の伊勢湾台風に匹敵する大災害となりました。

発災直後から地域の皆様はしっかりと片づけや避難所生活等々、救援物資の配給等々頑張ってくださいましたが、そこには本当に多くの皆様のお力をいただいて立ち直るきっかけをいただいたのではないかというふうに思っていますし、9月20日には、最短で政府による激甚災害指定が閣議決定されたこと、そして、10月24日には、災害復旧に関する県の補正予算が成立したこと、これは復旧に向けて動き出した被災地にとって大きな後押しになったことは間違いないと思っております。

昨年の一般質問において、御答弁いただいた復旧までのスケジュールですが、農林水産部関係では、山地災害の復旧については3カ年計画で進める。農地農業用施設の復旧については、被害規模が大きいため復旧作業が平成24年の作付には間に合わない地域も出るだろう。県土整備部関係では、道路、河川とも緊急性の高い箇所から着手し、全体の7割程度を平成24年度で完成、残る3割は用地買収が必要な箇所とか大規模な箇所であり、平成25年度早期の復旧を目指すという御答弁でした。

なお、大規模な改良復旧が必要というところもあって、熊野市内の井戸川及び並走する県道七色峡線の復旧は3年程度を予定しているということでございました。その後、県は熊野建設事務所に災害復旧室を設置し、対応に当たっていただきましたし、各事務所、各市町ともに担当者は眠る時間も削りながらの対応を続けていただいたと聞いております。

また、各地区において、砂防堰堤や県道、堤防の工事内容、復旧計画などについて説明会を開催するなどの対応をしていただきました。住民の皆様様の安心感につながったというふうにも感じております。鈴木知事には復旧のペースアップをというところで、平成24年度内に90%の復旧という指示も出されました。この部分は、単独災害復旧という部分を念頭に置いての御指示だったのだというふうにも思っております。

工事がなかなか取りかからないというようなところで、地域ではいつになったら始まるのだろうかという不安もあったのは事実でございますが、初夏を迎えるころからあちこちで重機や工事用車両が動き出し、目に見えて復旧のスピードが上がっていったようにも感じております。9月には現地調査も行いましたが、多くの工事現場が動いていて、工事完成箇所も増えているということも実感させていただきました。

今回の質問に合わせて先週末撮影した写真資料もございますので、こちらも見ていただきまして、現在の状況を御確認いただけたらなというふうにも思っております。

最初の写真でございますが、（パネルを示す）これは熊野市の五郷町、大又川の写真です。こちらにも知事、県土整備部長も行っているのですが、向かって左側のところの護岸が改修されておりますが、あそこがすごい被害で、田んぼも崩れているというような状況でございました。今は右手奥の護岸のほうの工事を進めているという状況にあります。

2枚目ですが、（パネルを示す）これは熊野市と御浜町の間にある志原川の河口になります。ここが詰まって浸水被害が出るという場所ですが、ここも海岸、河口の堤防が崩れておりまして、その工事は今取りかかっていた進んでいるという状況です。また、河口についても改善をしていただけるというふうな形で説明もしていただいております。

3枚目ですが、（パネルを示す）これは御浜町阿田和の尾呂志川です。場所は阿田和神社の裏手になりまして、ここから濁流が堤防を壊して紀南高校、そして、周りの住宅地に被害を及ぼしたところですが、ここも堤防のほうは完成しております。

4枚目ですが、（パネルを示す）これはその上流に当たります。御浜町中立というところの尾呂志川ですが、ここも農地に土石が入りまして大変な状況になっておりますが、今はその外側の川の堤防の工事をしている。そして、手前では、その土砂についても川の筋道をつける

というような形の工事をさせていただいてまして、この堰堤の工事が終われば中の農地の工事というような形になっていくのかなと思っております。

5枚目ですが、（パネルを示す）これは紀宝町浅里の大和田川のところで行方不明の方がまだいらっしゃるということで、御家族の方もずっと捜索を続けていらっしゃった場所になります。ここも川が見えなくなるほどの土砂で埋まっておりますが、ようやく手前のほうの流路工ができ上がって、現在は、見にくいですが、奥に砂防堰堤の工事を開始してもらっているという段階になっております。

写真は最後になりますが、（パネルを示す）これは同じく浅里の飛雪の滝、向こう側に滝があります。ここも大変な土砂が、1メートル近い土砂がキャンプ場に堆積するというような状況になっておりましたが、今ようやくそのキャンプ場の施設の撤去は終わりました、現在堆積した土砂を取り除いている、搬出してもらっているという状況になっております。

さて、平成24年度末まであと4カ月という状況になってまいりましたが、農林水産部も県土整備部も復旧の目安を持って進めていただいていると思います。

そこで、まずお聞きしたいのですが、現時点での復旧作業の進捗状況と、そして、平成24年度末の復旧ぐあいは予定どおりなのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

なお、農林水産部関係については、治山、林道、自然公園などと、それから、農地というような形で分けていただければと思いますし、県土整備部関係についても、単独災害復旧と改良復旧事業、緊急砂防事業などに分けて御説明いただければと思います。お願いします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、私のほうから、農林水産部関係の治山、林道、自然公園、農地の復旧状況について、お答えさせていただきます。

農林水産部関係の被害につきましては、全体で1431件、約178億円となっております。これらの被害につきまして早期に復旧工事を進めているとこ

るですが、その復旧状況でございます。

まず、治山につきましては、10月末現在の発注率が96%、完成率が46%で、今年度末の完成率は91%、また、林道につきましては、10月末現在の発注率が91%、それと完成率が62%で、今年度末の完成率は89%ということで、それぞれ見込んでいるところでございます。

自然公園につきましては、飛雪の滝野営場を含みます2カ所で事業を実施しておりまして、今年度末には全て完成する予定でございます。

治山、林道、自然公園全体では、10月末現在の発注率は92%、完成率は59%となっております。今年度末では完成率が89%ということで、おおむね予定どおり進んでいるということでございます。

次に、農地でございます。10月末現在の発注率は92%、完成率は71%ということでございます。頭首工等の流失ですとか、用水路の崩壊などによりまして復旧に時間を要する箇所もありますので、仮水路などの応急措置によりまして、来年4月には全ての農地で作付可能となる予定でございます。

このようにおおむね当初の進捗予定どおり進んでいるところでございますが、今後も引き続き関係市町と協力しながら事業の適切な進捗管理を行いまして、着実に復旧、復興が完了するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 県土整備部関係の復旧状況について答弁させていただきます。

平成23年に発生した県土整備部関係では、県全体で689件、約195億円の被害が発生しました。特に甚大な被害を受けた熊野建設事務所管内では267件、約100億円の被害となっております。

これらに対応するため、大きく分けて三つの事業、1点目、原形復旧を基本とした災害復旧事業、二つ目が原形復旧のみではその効果が限定され

る場合、再度災害を防止し、機能向上を図るため改良費を加えて施行する災害助成関連事業などの改良復旧事業、そして、土石流対策を行う災害関連緊急砂防事業等の砂防関連事業等に取り組んでおります。それで、熊野建設事務所に災害復旧室を置くなどして体制強化を図り、鋭意取り組んできておるところでございます。

進捗状況ですが、まず1点目の災害復旧事業につきましては、県全体の10月末での発注状況ですが、95%の箇所の発注を行い、このうち62%が完成しております。今年度末では93%完成を予定しております。熊野管内の10月末での進捗状況は229件、91%の発注を行い、83件、33%が完成しているという状況でございます。今年度末での完成見込みは85%となっており、地形的な制約から一度に複数箇所の現場に着手ができないというような事情がありまして、進捗が少し遅れている状況でございます。

2点目の改良復旧事業については、県全体で12カ所、熊野管内においては井戸川など8カ所で事業を行っており、現在用地買収や地元調整を進め、準備が整った箇所から順次発注を行い、工事を進めております。今年度末での完成見込みは県全体で35%、おおむね予定どおり進捗していますが、熊野管内では完成見込みは33%と多数の用地の境界確定等が必要というような状況から若干遅れている状況でございます。

3点目の砂防関連事業につきましては、県全体で8溪流、熊野管内におきまして大和田川など7溪流の砂防堰堤工事を行っております。これらの進捗はおおむね予定どおりに進んでおり、今年度末には県全体、熊野管内とも約62%完成を見込んでおります。引き続き用地買収や工事発注について、県庁本庁からの支援を行うなど、事業の適切な進捗管理を行い、早期復旧に努めてまいる所存でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただいて復旧の状況、今年度の予定を確認させていただきました。農林水産部関係では、年度末で92%の完成予定であると。農地については、来年4月に全ての農地で作付が可能の予定である

というところで、今年1年作付できない、そういう田んぼを見続けてきた農家の皆さんにとっては待ちに待った作付ができるというところで安心もさせていただきました。

また、紀宝町浅里の飛雪の滝公園についても、今年度末の復旧ということで、公園が復旧すればにほんの里100選の田畑の風景、それも復活してまいりますし、地元の皆さんも元気が出てくるというふうにも思わせていただきます。

県土整備部関係では、単独災害復旧のみだと年度末では全体で93%、熊野管内はやはり災害箇所が多いというところで85%の予定と。改良復旧事業については県で35%、熊野管内で33%の予定、砂防工事については、県で62%、熊野管内も62%というようなところで予定をされているという御説明でした。

やはり熊野管内、先ほども説明がありましたように、大変な工事現場があるということも十分理解もしております。それで、職員も、そして、業者もしっかりと対応していただいているというところではありますが、少し遅れているという状況を確認させていただきました。

では、続いてお聞きしますが、来年度以降復旧完了までの予定と申しますか、そのあたりについて変更がないのかということをお聞かせください。

○農林水産部長（梶田郁郎） まず、農林水産部関係でございますが、治山、林道につきましては、いずれも平成25年度末には全て完成する予定でございます。農地につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成25年4月に全て作付可能の予定でございますが、一部仮復旧ということでございます。この工事につきましても、平成25年度末には全て完成する予定でございます。引き続き工期限内に完了するよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○県土整備部長（土井英尚） 熊野建設事務所における災害復旧事業につきましては、平成24年度末では、先ほども言いましたように85%の完成ではあるものの、ほぼ今年度中に全ての箇所の発注を終える予定をしております。

す。そういうことで、平成25年度中には全ての箇所の完成を予定しております。

改良復旧事業及び砂防関連事業につきましては、平成26年度中の確実な完成を目指して取り組んでまいりる所存でございます。これら復旧事業につきましては、平成25年度三重県経営方針の特に注力する取組に位置づけ、一日も早い復旧に向け鋭意取り組んでいく所存でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 完了までの予定を確認させていただきましたが、治山、林道については平成25年度末、農地についても25年度末というところで、これも予定どおりかなというふうにも思わせていただいていますし、単独災害復旧については25年度でよろしいんですかね。そして、改良復旧と、それから、緊急砂防事業については平成26年度末というところですので、3カ年の予定というところで昨年計画を言っていたいて、そのとおり進んでいるというところで理解させていただいております。

知事もたびたび使われておりますが、復旧までの道のりというのはまだ道半ばというところですよ。工事の進行途中であっても、地域から工事についての疑問が出たり、要望が出たりと、そういうことがあると担当職員や業者も丁寧に対応していただいているということも見聞きもさせていただいておりますので、これからもやはりもう工事が始まって、なかなか始まらなかったのが工事が動き出して、地域の皆さんは本当に一安心という部分は感じていらっしゃると思いますので、自分のところの風景が、そして、生活が復旧していくためには、やはり今後も丁寧な対応という部分を全力でのお取組というのをお願いしておきたいなというふうに思っております。

続いて、2番目の質問をさせていただきたいと思っております。2番目は過疎地域の活性化対策というところでお伺いしたいのですが、御存じのように全国では過疎化が進行し、特に第1次産業にかかわる人口が減少しております。

資料をこれも用意させていただきました。現状を確認していただけたら

などというふうにも思いますが、（パネルを示す）まずこれは全国の状況ですが、農業、林業、漁業に分けて就業人口がどのように変化、減っているのかというところを調べさせていただきました。農業も林業も漁業も就業人口が大きく減っております。60歳、65歳以上の就労者の割合も高くなってきているというところがわかりますが、漁業については平成22年、23年の資料は東北3県の部分が入っておりませんので、全国という部分では少し正確ではないかもしれませんが、ただそれでも22年から23年までも減少が続いているというところは理解できるかなというふうに思います。

続いて、県内の就業人口の状況ですが、（パネルを示す）これについてもかなり、これは20年間を比べたというところになりますので、大きな変化にもなっておりますが、農業で毎年約1600人、林業で73人、漁業でも毎年500人程度の方が減少しているという状況があります。

第1次産業をなりわいといいますか、しっかりそれを中心に仕事をされていらっしゃる方が減っていけば産業の衰退につながることから、国も県も市町も様々な取組を進めてこられております。その中で、今回私は新しく農業、林業、漁業、水産業をなりわいとする方たちを育てる第1次産業の新規就労支援についてお伺いしたいというふうに思います。

先日、御浜町のかんきつ農家の方に極わせミカンの状況をお聞きする機会がありました。今年ちょうど裏年で、ミカンのほうも量的にも少ないというような状況もお聞きしましたが、それとともにやはり高齢化により作業がしんどくなってきている現状があるんだよというお話でした。収穫においても、ミカンでいっぱい重くなったコンテナを運搬したり、あるいは積みおろししたりというようなかなりの重労働で大変なんだというお話でした。

高齢化の進行であと何年農業を続けられるのかという不安も持つ中、かんきつだけでなく、これからの地域で農業を支えていってくれる人を多くの方が求めているのではないかなと。農業だけではなくありません。林業も漁業も同じ状況ではないかなというふうに思っています。

高齢化と就労人口が減るということで、耕作放棄地も拡大をしているという状況があります。そんな中、選択・集中プログラム、緊急課題解決4、働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトにも第1次産業への就労支援が盛り込まれておりますので、お聞きしたいと思います。これまでの第1次産業への就労支援の取組により、人数も含めてどのくらいの実績が上がっているのかというような現状と今後の方向性についてもお聞かせいただけたらというふうに思います。

次に、農福連携と地域の活性化というところをお聞きしたいと思います。

県内では、平成24年6月時点で11の農業経営体が19人の障がい者の雇用をしておりますし、また、37の福祉事業所が農業に参入していて、合計で432人の障がい者の皆さんが農業に携わっていると聞いています。

先日、熊野市にある福祉事業所グリーンプラザを訪問し、仕事の様子を見せていただきました。ちょうどハウスでミニトマトの収穫をしておりましたが、1人でできる人は1人で、できない人は2人で作業、役割を分担して、トマトを引っ張らないように、優しく持ち上げながらはさみで切り離すというような作業をしておりましたし、作業場では職員の方が計量したトマトを2人が交代でパックに並べて、もう一人がふたをするというような作業をされておられました。ほかにもキュウリも収穫しておりましたし、それぞれの障がいに合わせた作業内容で真剣に取り組む姿が印象的でした。

農福連携の目的は、障がい者の皆さんが農業労働に自分のできること、自分の力を見出し、労働の対価である賃金として生活の糧を得ること、様々な人に合った多様な働き方の展開を生み出すことだと聞いておりますが、しかし、私は農福連携にはさらなる可能性があるのではないかと感じております。

グリーンプラザも収穫への協力など、かんきつ農家への支援を行っているようですが、御浜町にある別の事業所のさんさんワークというところでもお話を伺いましたが、こちらも近くのかんきつ農家の収穫に協力しているというところがあって、今年そのミカン農家の方から、来年のミカンづ

くりへの協力依頼が早々にあったと。協力してもらえれば農業を続けていけるというふうなことも言われたということです。

そこでお聞きしますが、農福連携、これは障がい者の雇用の確保や農家の担い手の確保といった連携だけではなくて、障がい者と地域との関係が深まり、第1次産業の活性化にもつながっていく可能性のある取組ではないかと考えますが、農福連携を過疎地域の活性化につなげていくといった視点について、どのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

三つ目は、林業の活性化における木質バイオマスの活用についてお聞きします。

木質バイオマスについても、太陽光発電、風力、水力、地熱とともに再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象となっております。これまで林内に放置されることも多く見られた間伐材については、国の方針転換もあって、搬出についての利活用を進めていくことになったと聞いています。

環境生活農林水産常任委員会の資料によりますと、県内の間伐面積は年間約9000ヘクタール、その約90%は収集運搬コストの面から搬出されず、年間約80万立方メートル、36万トンもの間伐材が森林に残っている状況だそうです。やはり森林内の環境から考えても、利用可能な材が放置されていることや間伐が進まないために、木の育ちに悪い影響を与えている現状があります。

これまで何とかしようとしてもなかなか改善することが難しかったのではないかなというふうにも思っておりますが、県は碧南火力発電所での石炭との混焼試験を断念したというところの報道もございました。しかし、新たに松阪での木質バイオマス発電施設への供給を考えているということもありました。今後も発電や熱利用ということに関して、木質バイオマスの利活用はさらに可能性があるのではというふうにも思っておりますので、木質バイオマス事業の現状と、それから、林業の活性化における今後の可能性について考えをお聞かせいただけたらと思います。3点お願いいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 3点御質問をいただきました。まず一つ目の第1次産業への就業支援の取組の成果と今後の方向性についてでございます。農林水産業は従事者の高齢化ですとか、担い手不足が深刻な状況にあります。特に1次産業が基幹的な産業となっております過疎地域では地域活力の低下が懸念されるところでございます。

このため、県では新規就業者の確保、育成に向けまして、三重県農林水産支援センター、市町、関係団体と連携した就業あっせん、相談、技術面での支援、資金面での支援に取り組んでいるところでございます。こうした取組によりまして、平成23年度までの過去5カ年で農業で458人、林業で292人、漁業で189人、合わせて939人の新規事業者を確保したところでございます。しかしながら、依然として就業者の減少に歯どめがかかっていないということで、みえ県民力ビジョンにおきまして新規就業者の確保、育成に向けた就業支援等に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、農業では、国の青年就業給付金制度の活用ですとか、県独自のみえの就農サポートリーダー制度によりまして新規就農者への農業面、生活面でのサポート、林業では、高校生を対象にしました職場体験学習によりまして就業の働きかけや就業者の定着に向けまして技術向上の研修、また、漁業では、若者等の就業支援ですとか情報発信など、漁協が行います漁師塾への取組への支援などを行っているところでございます。

今後も引き続き市町、生産者団体など、関係機関と連携しまして、新規就業者の確保に向けた取組を推進するとともに、地域への定着に向けたサポート体制の充実を図るなど、きめ細かな就業支援を行っていきたいと考えております。このような取組によりまして、地域の新たな担い手として新規就業者を育成しまして、第1次産業や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2点目の農福連携を過疎地域の活性化につなげていくことができないのかの考え方はどうかという点でございます。

本県では、農福連携によりまず障がい者雇用の拡大のため、福祉事業所への雇用実態調査や障がい者が担える農作業の拡大のための実証などに取り組んでいるところでございます。これらの取組によりまして、障がい者が多くの農作業にかかわれることや、福祉事業所などが農業の新たな担い手として、生産の一翼を担えることが明らかになってきたところでございます。

加えまして、既に農業参入しています福祉事業所では、障がい者雇用の拡大だけでなく、耕作放棄地を活用した農業生産ですとか農産物加工、直売所の開設運営などにも挑戦しているところでございまして、農福連携は1次産業や過疎地域の活性化対策の一つとして大いに貢献できる可能性があると考えております。

このため、福祉事業所に対します技術・経営指導の体系化ですとか、農作業のユニバーサル化などによりまして、障がい者雇用の拡大をさらに進めるとともに、過疎地域の活性化に貢献できるよう、農地、農作業のあっせんですとか、6次産業化などの経営発展のための支援に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、木質バイオマス事業の現状と今後の可能性でございまして。

木質バイオマスの利用につきましては、本年7月1日に施行されました再生可能エネルギー固定価格買取制度によりまして、未利用間伐材等を原料とした発電施設の採算性が見込めるということで、県としましても積極的に木質バイオマスの発電事業を促進したいと考えております。木質バイオマスの利用を進めるためには、需要先の確保と未利用間伐材等を安定的に供給できる体制づくり、この両方を同時並行的に進めていく必要があると考えております。

まず、木質バイオマスの需要先の確保につきましては、松阪市内での売電を目的とします県内初の発電事業計画の検討に県も参画しまして、平成26年秋の稼働に向け取組を進めているところでございます。また、このほかにも発電事業の構想が複数ありまして、これらにつきましても県は発電

事業者と一緒に事業計画を検討しているところでございます。

また、安定供給体制づくりにつきましては、県内の9地域で新たに木材の仕分けなどを指導します木質バイオマス推進員を配置するとともに、原料となります間伐材を供給する8事業者に対しまして、収集運搬機械等の導入の支援をしているところでございます。さらに、東紀州地域では、新たな木質バイオマスの供給拠点を つくるため、2事業者に対しまして搬出機械のリースですとか、運搬経費の支援をしているところでございます。

木質バイオマス発電によります未利用間伐材の有効利用は、林業所得の向上ですとか、新たな雇用の創出など、地域林業の活性化につながることから、今後も木質バイオマスの利用を積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。5年間で939人の就業があったということですから、やはりなかなかそれだけの人数が新たに職についていただいているという実感がなかったものですから聞かせていただきました。ぜひこれからもできるだけ多くの方が、経験のない方でも引き続き農業、林業、漁業に就業していけるようなサポートをしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、農福連携についても、やはり福祉事業所がなかなか賃金の部分では難しい部分もあろうかと思っておりますので、福祉事業所がしっかりと農業にかかわっていけるような、そういう技術も含めて支援をしていただけるような方向で、地域で障がい者の皆さんが自然と農地で仕事をしてもらっているような、そういう風景ができるようなところまでお願いできたらというふうにも思います。

また、木質バイオマスについては、やはり松阪の事業所というお話もありましたが、今後県下で幾つかやっぱりお話もありましたとおり、集積場所とか、そして、それを利用して発電なりする場所とか、そういうところ

へ広げていく方向でのお話だったというふうに思いますので、ぜひ拡大の方向を引き続き続けていただけたらなというふうに思っております。

時間がなくなってきましたので、次へ行かせていただきます。

次に、南部地域の活性化についてお伺いをしたいと思います。

みえ県民力ビジョンの推進ということもあって、今年度から南部地域活性化局を中心に、三重県南部地域活性化基金の活用も含めて、伊勢志摩から東紀州までの活性化を進める南部地域活性化プログラムがスタートしました。活性化基金を活用した事業、あるいは集落支援モデル構築事業の協議等を行うために、5月には南部地域活性化推進協議会を関係13市町と有識者も含めて立ち上げて連携体制を構築し、活性化の事業を進めているというふうに聞かせていただいております。

昨年の一般質問では、南部地域活性化局への改変という部分については少ししつこかったかもしれませんが、知事にもお考えを確認もさせていただきました。その中で、しっかりと市町と連携してプログラムを進めていくということや、それぞれが直面する課題とアプローチの仕方を市町にも示してもらって、その上で県が支援する仕組みをつくっていくというような方向性も示していただきました。

そんな中で、南部地域活性化局が主導するプログラムに沿った政策というものが展開、スタートしてまだ8カ月ではありますが、知事と活性化局長にお伺いしたいというふうに思います。南部地域活性化局による南部地域活性化プログラムの推進について、知事は現段階での評価、また、課題についてお考えのところをお聞かせいただけたらと思いますし、プログラム推進にかかわっての基金の運用について、南部地域活性化局長の現状と今後の見通しについてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 南部地域活性化プログラムの現在の評価、あるいは課題に感じるということをございまして、先ほど議員からも御指摘があ

りましたように、活動が緒についたばかりのものも多い状況ではありますけれども、概観的なことで少し申し上げれば、誘客や交流、あるいは産品販売、こういう部分については一定の成果が出ているものもある一方で、南部地域活性化プログラムはそもそも全体の目標として若者の定住率というのを設定していますので、やはり本来定住や雇用というのがメイン 이슈でございますから、それらに関する取組についてはもっともつと様々な視点からアイデアも集めながら強化していかなければならないなというふうに感じているところであります。

少し具体的に申し上げますと、成果が見られつつあるものとしては、まず移住フェアというのを県として初めて首都圏で9市町の参加によりまして開催しました。約90名の方に、首都圏の方に参加していただきました。

あと、集落支援ということでは、慶應大学、三重大学、四日市大学の学生などが実際に集落に入って、若者自身の視点から若者の定住や雇用促進に向けた提案をしてもらいました。あるいは、世界少年野球大会では、約6200人の方に来ていただいたり、9月に実施した復興イベントでは1万人弱の参加がありました。

また、木質バイオマスの部分については、尾鷲、熊野で、先ほどもありましたけど、搬出班というのが創設されまして、供給拠点としての体制づくりが進みつつあると。

あと、百五銀行と産業振興に関する包括協定を結びまして、それに基づいて東紀州の産品を北勢のスーパーで販売すると。東紀州の産品はロットとか物流コストというのに課題がありますので、それをいかに克服するかという実証実験的な事業を、これは税金を使っていませんけれども、やらせていただいたりということをしています。

一方で、現状も踏まえて、今後に向けた課題とか問題意識ということでいけば、熊野古道世界遺産登録10周年については現在委員会を設置して協議中ですけれども、5周年のときにやっぱりもっと地域に波及効果があるようにしてほしいという声がありましたので、集客イベントとかもしっか

りやりますけれども、そういう一過性に終わらない取組もしっかり追求していきたいということ。

それから、東紀州観光まちづくり公社の機能や体制、これをこれまでの成果や課題も踏まえて改めて議論をしています。特に観光振興、それから、雇用や所得向上、こういうものにつながる産業振興、このあたりでしっかりプラットフォームとしての役割を果たせるように機能強化をしていきたい。

基金事業については後ほど局長から答弁しますが、少し出遅れておりましたけれども、来年度は何かいろんなセンターをまたいでの連携も出てきましたので、一定の成果が見られつつあるかもしれませんが、これも先ほど言いましたように誘客の部分が多いので、定住や雇用につながるものを増やしていく努力が必要だと思っております。

上記のようなこととあわせまして、来年度から地域機関でも南勢志摩、紀北、紀南に地域活性化局を設置しますので、いずれにしても、どのような取組においても、市町との連携をさらに深めて、よりきめ細かな対応を行っていきたいと考えております。

〔小林 潔地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（小林 潔） 私からは、基金の活用についての現状と今後の見通しについて、知事答弁を補足させていただきます。

南部地域活性化基金の活用状況につきましては、本年度9月補正予算で議決いただいた紀南農業農村担い手対策事業と漁業の担い手育成事業の2件について基金を活用させていただいております。

それから、平成25年度に向けては関係市町と鋭意協議を重ねておりまして、その結果、空き家調査とか田舎暮らし体験など、移住交流の推進に向けた取組、それから、サニーロードでありますとか、国道42号といった幹線道路を活用した誘客促進の取組、それから、地域を担う人材を育成するために、地域への愛着心を育む子どもの教育の取組、都市部での企業立地セミナーの開催、市町等が行う婚活支援の取組、それから、新しい事業展開とか事業拡大を行う事業者に対して新たな雇用の創出を支援する取組などについて、基金

を活用していきたいと考えております。

今後も、若者雇用の場の確保と定住の促進という大きなテーマに基づいて幅広く取組を検討して、関係市町及び庁内関係部局と連携を深めながら、地域の実情に応じた事業が具体化できるよう、基金を効率的、効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。今、南部地域活性化プログラムのほうが、今年度については誘客であったり、物品の販売であったりというところで、やっぱり観光の面をまず出しながら進めていると。来年度以降については、やはり本来の目的が若者の雇用、そして、定住というところであるというところなので、そこに力も入れていきたいということでした。

基金については9月補正で2件という状況であったということで、平成25年度はしっかりと幾つかの事業が組み上がってくるというようなお話でした。なかなかまだ始まったところであるというふうには思っておりますが、先ほど来言っております若者の定住であったり、それから、第1次産業、あるいは観光も含めた雇用の確保であったりというところが東紀州にとっては一番大事なところではないかなというふうに思っています。

さらに言えば、雇用の確保というのは、やはりある程度の収入というものが確保されないと、なかなか東紀州でも、あるいはほかの地域でもそうかもわかりませんが、特に東紀州ではある程度の収入というものを確保するようなそういった取組が進んでいかないと若者の定住にはつながらないというふうにも思っておりますので、そういう視点も大切にしながらお願いしたいなというふうに思っております。

それを受けて、高速道路が平成25年には熊野市大泊まで概成し開通予定というようなところでもありますので、高速道路を活用した南部地域の活性化、とりわけ東紀州の活性化について、今の部分と重なる部分はあるかもわかり

ませんが、県や市町との協議内容において具体的な部分があればお聞かせいただけたらと思います。

〔小林 潔地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（小林 潔） 高速道路を活用した南部地域、特に東紀州地域の活性化についてお答えをさせていただきます。

南部地域、とりわけ東紀州地域にとって今後迎える神宮式年遷宮、熊野古道世界遺産登録10周年、それから、高速道路の概成は地域活性化の起爆剤と期待をされておるところでございます。このため、現在県や市町、東紀州観光まちづくり公社で熊野古道世界遺産登録10周年の企画委員会を設置いたしまして、来年度以降の事業について検討を進めているところでございます。

また、伊勢から熊野への流れをつくり出すために、熊野古道をはじめとする地域資源を活用した熊野古道伊勢路霊場巡礼めぐり事業におきまして、巡礼コースの設定やストーリーづくりなどを行っているところでございます。さらに、車の利用者の利便性を向上させるために、自動車回送サービスやレンタカー割引サービスも実施しているところでございます。

今後は高速道路でつながった地域をアピールして、来訪促進につなげるとともに、巡礼めぐりの自動車利用者へのサービスの充実などによりまして地域の魅力アップを図り、町中へ多くの人を誘導していきたいと考えており、現在企画委員会で事業実施の検討を進めているところでございます。あわせて、NEXCO中日本による割引企画の検討も進められております。

また、先ほどの企画委員会のメンバーである民間事業者におきましては、料理教室など地域資源を活用した体験、あるいは宿泊施設における心のこもったおもてなしサービスの実施などについて検討いただいております。関係者が力を合わせて、さらなる地域の魅力アップを図ることで高速道路の効果を最大限に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。東紀州にとっては、今おっし

やっていただいたような高速道路を活用した取組というような形になってくると思いますが、南部地域という全体を見たときに、高速道路はもちろんですけれども、課題としては同じような課題を持っているという状況もありますので、高速道路と先ほどもサニーロードというようなお話もありましたが、高速道路と42号線、高速道路と260号線といったような既成の一般道も利用したような形で、東紀州と伊勢志摩を含め、間の度会や南伊勢というようなところも含めて一体的な観光資源、先ほどの巡礼のものがそういうところまで含んでいるのかどうかわかりませんが、奥伊勢地域も含めて高速道路と一般道を活用したような形での全体的な観光資源の発掘でありますとか、そういうところへつなげていただければなというふうなところも思っております。御検討いただけたらということで要望にさせていただきますというふうに思います。

最後に行かせていただきます。最後の質問は、東紀州地域における障がい児診療体制についてお伺いしたいというふうに思います。

東紀州においても、草の実リハビリテーションセンターと、それから、あすなろ、県立小児心療センターあすなろ学園にかかわって大変受診希望が多いという状況にあります。そんな中で、草の実リハビリテーションセンターの予約については1カ月から2カ月待ち、あすなろ学園については3カ月から4カ月待ちの状況があるという中で、東紀州にとっては受診に対してのまだまだ距離的、時間的な不便さも感じる場所があります。

そのような中、あすなろ学園からは平成12年から尾鷲総合病院の小児クリニックに医師の派遣をいただいております。現在は月2回という形になっておりますが、これについても平成22年で新規で26件、継続診療に463件の合計489件、23年についても新規で24件、継続が440件の464件ということで、かなりの受診希望があるというふうに思っております。

草の実リハビリテーションセンターについても、地域支援、派遣診療ということで、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」と、それから、紀南病院において、年4回の派遣診療といたしますか、そういう形をとって

いただいております。そんな中で、昨日ちょうど紀南地域で紀南病院と、それから御浜町健康福祉センターにおいて派遣診療が行われ、4人ずつ計8人のスタッフの方が来ていただいて対応していただいております。見学もさせていただいたんですが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の方がゆっくりと時間をかけながら、丁寧に子どもと保護者に対応していただいている様子がよくわかりました。

障がい者や障がい児に対する支援の体制についても、法律が変わってきています。改正障害者基本法が施行されるとともに、障害者自立支援法の成立と、さらにそれを改め、障がい者福祉の仕組みを新しくしようとする障害者相談支援法が来年施行されようとしています。

そのような法改正もあって、支援体制における今までの県の役割とか、市町の役割、関係機関の役割というあたりも、連携の仕方も含めて形が見直され、地域の支援の形が進んでいくものというふうには理解はしているんですけども、ただ医師や専門家による診療というものについては、各市町ではなかなか難しいところもありますし、特に東紀州ではそういう専門家が少ない、いないという状況もあって厳しいものがあります。

そういう意味で、あすなろ学園なり、草の実リハビリテーションセンターの地域支援活動というのは大変ありがたいというふうに思っているわけですが、草の実リハビリテーションセンターによる医師の派遣を定期的に行っていただくなど、支援の拡大についての当局のお考えを聞かせていただけたらなというふうに思います。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 草の実リハビリテーションにおける東紀州への医師派遣についてお答えをさせていただきます。

草の実リハビリテーションは、議員御指摘のとおり、小児整形外科と小児リハビリテーション科の医療機能と福祉機能を持つ県内唯一の専門的な医療型障がい児入所施設でございまして、主に脳性麻痺とか二分脊髄、頭部外傷後遺症などの中枢神経障がいや先天性奇形、その他の小児整形外科

的疾患など四肢体幹の機能に障がいのある子どもを治療対象としておりまして、こうした子どもをケアするために必要とされます小児専門の整形外科医やリハビリテーション医、あるいは訓練士、理学とか作業療法士とか言語聴覚士の訓練士の数が県内では極めて少なく、また、専門的な医療機関にそういう方が集まっているため、これらの機関以外で適切な診療、療育を受けることは大変難しい状況にあると考えております。このため、県内各地の関係機関からの要請に対応する形で草の実の医師及び訓練士を県内の保健所や医療センター等に派遣をいたしまして、診療や療育相談などの地域療育支援を行っているところでございます。

このうち、医師については平成23年度に41回、延べ42人を派遣し、議員御指摘のとおり、紀北、紀南地域には計8回、延べ8人を派遣させていただきました。こうした地域療育支援はより生活の場に近い地域において、子どもや家族に対して直接的な支援を行う、そういうこととともに、地域スタッフについて指導や助言を行えるということで、療育スキルの向上など、地域の人材育成を図ることができるという点で重要な取組と考えております。

一方で、草の実リハビリテーションセンター、この医師は限られた人員の中でセンターの入院患者、あるいは増加する外来リハビリテーションのニーズに対応をさせていただくことも大変重要であります。議員御指摘のとおり、新しいリハビリ患者の予約待ちが生じていることもございまして、なかなか地域療育支援の回数を今以上に増やしていくということは厳しい状況にもあると考えております。

こうしたことから。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔に願います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 東紀州など医療資源が不足している地域の地域療育支援については、今後も地域の関係機関からの要請などを踏まえつつ、引き続き可能な限り対応をさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 可能な限りやっていただけるという御返答をいただきましたので、ただ、私もスタッフの皆さんが大変苦勞しながら厳しい状況でやっていただいているのは理解しておりますので、ぜひ新しい子ども心身発達医療センターをつくるということに当たっては、スタッフの充実、マンパワーの充実というところを図っていただきたいということをお願い申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 46番 貝増吉郎議員。

〔46番 貝増吉郎議員登壇・拍手〕

○46番（貝増吉郎） おはようございます。

知事、子どもはもう半年ですね。今日の質問に当たって、知事の人気度を調べようと思ったんですよ。県下29市町村でこの6月以降生まれた子どもさんの名前が結大君ってどれだけおるのかなと。ただ、時間がなかったので調べていないんですけど、これが一種のバロメーターになるんじゃないかなと。

このごろは、最初のころは有給休暇もとっていたんですけど、年末を控え予算の時期、子どもの顔も見えていないんじゃないかなとか、寝顔だけかなと心配をしているんですが、先般ある会合で知事は夢の中でも衆議院の候補者の名前は言わないと言ったんですけども、その顔から、その答弁から子どもを抱くときの顔ってどんな顔をしているんだろうと思いながら今日を迎えたわけですが、時間はいっぱいありますので、とりあえず前段はそのぐらいにしておきまして、知事的笑顔を見て中小企業から質問を、通告に従って入らせていただきます。

まず最初に、喫緊の課題について伺います。

来年3月で中小企業金融円滑化法が失効されます。御承知のとおり、国がリーマンショックの後の経済情勢において、大変厳しい経営環境にある

中小企業、零細企業の事業者などが貸付条件の変更等の申し込みがあった際にできる限り応じるよう努めることなどを内容とする法律であり、平成23年3月末までの時限立法とし、平成21年12月に施行されました。その後、平成23年3月31日に同法の期限は平成24年3月まで延期され、さらにその後の経済情勢や法終了に向けた必要性などを踏まえ、再延長法案が今年の3月30日に国会で可決されました。来年の平成25年3月末まで最終延長されたところです。

さて、県においては、リーマンショック後、中小企業の経営安定を金融面から支援するために、セーフティーネット資金が実施されています。この資金では、平成20年度から平成23年末までに約1900件弱、トータル4000億円強の保証承諾が行われ、平成23年度末の融資残高は1300件強、金額にして2000億円と記憶しております。

県庁の制度だけをとってみても、これほど大きな額の貸し付けが行われているわけでございます。ある意味円滑な資金供給をいただいているところもありますが、それだけ県内中小企業の経営環境は厳しい状況であり、恐らくは積極的に条件変更にも対応されてきたところだと思います。

そのような状況の中で、来年3月末で中小企業金融円滑化法が失効されます。県はこのような厳しい状況を真摯に受けとめ、何らかの取組を開始されているのでしょうか。私は、県内中小企業の経営者の方々から国内需要の減少やデフレの長期化を、そのような状況下で大変厳しい経営環境が続いていることをお聞きしております。資金返済などでも大変苦勞をされています。

金融円滑化法終了に伴い、県内中小企業の経営環境の悪化が当然予想されます。場合によっては、多くの中小企業が倒産することも想定されるわけでございます。その意味で、今の時期から様々な手を打っていく必要があると考えています。例えば、個別事業者へしっかりアプローチし、先送りするのではなく、多くの関係者で迅速に中小企業の経営改善などのサポートを行っていく取組など、スピード感を持って実施すべきだと考えてい

ます。

そこでお伺いしますが、中小企業円滑化法が平成25年3月末で失効することを踏まえ、現在どのような取組を行っているのか。さらに、法が失効された後にはどのような取組を行っていく予定なのか。お答えをいただきたい。

次に、地域との結びつきが強い伝統産業などの振興についてお伺いをいたします。

例えば、私の地元桑名では、桑名鋳物などの伝統産業、あるいは桑名サンダルなどの地場産業は豊かな自然や歴史、文化に育まれながら脈々と受け継がれてきた地域にとって大変重要な産業であります。これは県下29市町どこでもいろんな事態がございます。地域の経済と雇用を支えてきた産業であり、その地域、ひいては三重県を売り込むための重要な観光資源でもあります。

その地域のアイデンティティーであるということを念頭に置くならば、過去から脈々と受け継がれてきた伝統産業や地場産業を今後も関係者でしっかりと継承していく必要があると思います。しかし、伝統産業や地場産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。デフレの長期化や国内需要の減少に加え、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化、さらには海外からの安易な輸入品の増大なども極めて厳しい環境にあります。

また、伝統産業や地場産業には小規模零細事業者が多いことです。その意味では、事業者単独で創意工夫を行ったり、販路拡大を行っていくこともそう簡単なことではありません。今後これらの産業を継承し、発展させていくためには、行政をはじめ多くの関係者のサポートが必要ではないでしょうか。

お伺いしますが、伝統産業や地場産業の持続的な発展に向け、現在どのような取組を行っているのか。また、今後の取組などもお答えいただきたい。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、私のほうからは、中小企業円滑化法失効を見据えた現在の取組及び今後の取組について答弁させていただきます。

平成21年12月に中小企業金融円滑化法が施行され、中小企業者が借り入れた資金の返済が困難になった際、金融機関に相談し、返済条件を緩和するための条件変更がしやすくなりました。これによりセーフティーネット資金の条件変更利用率は、件数ベースで法施行前の平成20年度末時点の約1.2%が平成24年10月末時点では約10.7%まで増加しています。しかし、法失効後は経営改善が遅れている中小企業の条件変更が難しくなり、資金繰りが悪化することが懸念されています。

このような中で、金融庁では、金融機関に対し中小企業者の経営改善への支援を強化するとともに、平成25年4月以降も引き続き条件変更に応じるよう促していく方針を出しており、県からも県内金融機関に対して同様の協力要請を行っております。

また、三重県信用保証協会と中小企業再生支援協議会が事務局となり、県内金融機関、政府系金融機関、国、県などが一丸となって地域の景況動向等の情報交換や経営支援事例の共有等により、中小企業の経営改善、事業再生のサポート体制の強化を図るため、本年9月21日に三重県中小企業支援ネットワーク会議が設置されたところであります。

さらに11月には、国の中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として、県内では7金融機関の本支店及び税理士などの専門家が国の認定を受けて中小企業者の経営安定を支援していくこととなっています。今後県では、商工団体、金融機関等関係機関と連携して、県内中小企業の実態を適切に把握しながら、県内中小企業への経営支援の協力を要請していきます。

ちなみに、この条件変更を利用した県内の企業は、5人以下の小規模のところ約6割、業種で言うと製造業が3割、建設業が2割ということで、

大変三重県経済にも大きい影響、特に小規模の皆さんに影響が出るという可能性があるので、そういう中小企業の新たな支援方策についても県内金融機関、中小企業再生支援協議会等とともに検討を進めます。

また、金融円滑化法終了に伴う相談窓口を、各商工会議所、商工会、中央会等の商工団体、信用保証協会、産業支援センター及び県に設置する方向で今後調整検討していきます。県といたしましては、引き続き国、関係団体、金融機関などと連携してこうした取組を進め、中小企業金融円滑化法失効後も中小企業の経営安定が図られるよう支援してまいります。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、伝統産業、地場産業の支援についてお答えをいたします。

伝統産業、地場産業を活用した産業は、本当に地域の雇用と経済を支えていただいております。昨今のライフスタイルの変化とか、消費者ニーズの多様化によりまして、需要の低迷、輸入品との価格競争や従業者の高齢化、人材不足など厳しい環境にあると考えております。

このような状況の中で、伝統産業、地場産業を活性化していくためには、単に商品やサービスを性能、信頼性、価格という価値軸に基づいてつくり売る従来のビジネスモデルから、商品の背景にある歴史、文化、人といった物語などに共感してもらえるような特定の消費者に、それを第4の価値として提供する感性価値創造型の産業へと転換していくことが必要であると考えております。

このような考え方を踏まえ、県では事業者、市町、商工団体等と意見交換を行いながら、伝統工芸品や地場製品の再評価、デザイナー、クリエイターと県内事業者のマッチングの機会の提供などを行う棚卸しと再発見に取り組んでおります。例えば、地場産業である桑名サンダルでは、履物協同組合による商品開発や販路開拓について、新しいライフスタイルの提案を含めて首都圏のデザイナーと連携した取組を検討しているところでございます。なお、桑名鋳物につきましては、桑名市、商工会議所、鋳物工業

協同組合に県も加わりまして、さらに外部専門家の参画も得て新しい商品開発などを行っております。

このような取組を県内各地域で展開していく中、課題といたしまして、県の指定伝統工芸品におきましては1事業者のみが製造されているものもあり、後継者、担い手の不足が深刻である、経営資源が少ないために単独での新しい販路開拓が困難である、海外展開やライフスタイルの変化への対応の観点から、デザイナーなどの専門家の活用を行いたいけれども、首都圏にデザイナーが集中して出会いの場が少ないなどの現場の声をお聞きしておるところでございます。

今後はこのような課題を踏まえまして、技術の伝承を目的とした研修などを行う事業者や思いのある若手担い手の新たな取組についても支援を行うなど、地域に根づく伝統産業、地場産業の後継者育成にも注力していきたいと考えております。

また、県内のみならず、来年度オープンする首都圏営業拠点を活用いたしまして、独自の販路を持つ首都圏のデザイナーなどと県内事業者とのマッチングの機会を増やし、地域内のみならず海外も視野に入れたビジネス展開の促進やブランド化を図る取組を支援できるような仕組みづくりも検討していきたいと考えております。

さらに、県内のものづくり中小企業におきましては、鋳物から鋳造技術を生かして従来品の約半分の厚さにいたしました自動車主要部品の開発に取り組み、次世代自動車や軽自動車を念頭に置いた自動車部品の軽量化にも取り組んでいるケースもございます。このような地域の強みである鋳造技術を生かした県内中小企業の新たな取組も支援していくことも大切であると考えております。今後とも地域の活性化、雇用の確保につながるよう、伝統産業や地場産業の振興を力強く支援していきたいと考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） どうもありがとうございます。

中小企業、知事もおっしゃっていただいたけど、9月にネットワーク会議、それと法失効後には商工会、商工会議所を起点とした団体のほうで頑張ってもらおうと。そうなってくると、当然商工会の、あるいは商工会議所への合併で人員が少なくなってきたところへの県の支援というのはどうあるべきものかと。これは今日はもう討論は、これはまた別の次元でしたいんですけれども、そういったことも真剣に来年度予算の中に組み込んでいただきたいと。それこそセーフティーコントロールが働けるような予算組みで動いていただけたらと思います。

それと、山川部長、いっぱい言っていたんですけど、東京の営業拠点でとか、夢のある話なんですけど、現実的に例えば桑名サンダルなんか、じゃ、県庁で買おうかと。知事、どうですかね。職員に貸与すると。これが最高の行政の支援になると思うんです。そういったことも、またサンプルを届けますので、真剣にちょっと考えていただけたらと。

それでは、次に入ります。中小企業振興条例、これまで中小企業の金融政策、そして、伝統産業や地場産業の振興については議論をさせていただきました。これらはクリーンエネルギーなどの成長産業とは異なり、地味なものではありますが、地域にとっては大変重要な産業でありますし、今後もしっかりと応援していただきたい。

これらの産業の担い手の多くは中小企業や小規模事業者ですが、その意味でも地域の中小企業や小規模事業者は地域経済の暮らしを支えており、地域社会とのつながりは深く、伝統技能や文化などの継承にも重要な役割を果たしています。このような認識をぜひとも理念に昇華させ、県として宣言すべきだと思っております。具体的には県が中心となって中小企業振興条例を早く制定すべきです。

この9月議会では、新政みえの稲垣議員が、あるいは10月には我が会派の西場議員が予算決算総括質疑で中小企業振興条例を質問されました。当然知事自らそのときの答えは、中小企業振興条例を制定する方向で検討していくと力強く答えられていただいておりますが、そこでお伺いするんで

すが、県内中小企業の振興に取り組んでいく大変重要な産業施策、その際、中小企業振興条例の制定を行い、政策を展開していくことが求められると思うが、その後の9月以降、日にちはたっていないと言いますけれども、時の流れは早い。この件について知事の考え方を再度お伺いさせていただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中小企業振興条例の制定に向けた私の考えということでございますけれども、中小企業は地域の雇用や社会をしっかりと支え、地域経済に活力と厚みをもたらす重要な存在であり、人材や販路開拓などの経営課題も多い一方、小さいがゆえに意思決定がスピーディーであり、柔軟で機動的な活動が可能であるという強みも持っています。

このような認識を踏まえまして、三重県では平成24年7月にみえ産業振興戦略を取りまとめ、中小企業の五つの振興方針を示させていただきました。その振興方針は、1052社の現場からの声を踏まえて取りまとめたところであります。

例えば、ほかに負けないものを持っている企業を育てていくべき、新しい商品開発などで一番大切なことは産学官の連携であった、人材育成に手間と時間をかけることができない、地域の祭りなどと連携することにより、祭りにぎわい、誘客にもつながった、経営の悩みを相談できる人が身近にいない、家族経営なので制度説明会に出席できないなど、現場の生の声をお聞きする中で、中小企業を振興する方向性の検討を重ねてまいりました。

そして、オンリーワン商品や新商品開発のための技術力、そして、新しいビジネス展開に挑戦していくための人材や資金などの経営資源、地域との連携を意識した企業経営など、県内中小企業の課題を意識して、今後中小企業を振興していく上での方針を取りまとめたところであります。

その振興方針は、自発的な挑戦を促進していくこと、外部連携の促進をしていくこと、資金や人材など、経営資源確保の支援をしていくこと、アクティブカンパニーの取組を支援していくこと、きめの細かいかゆいところ

ろに手が届く支援を実施していくことという五つであり、現在これらの方針を踏まえて、商工団体、市町、産業支援センターなど、関係機関と一体となって中小企業への支援を進めているところであります。

これらの取組を進める中で、今後も5000社アンケートや企業1000社訪問などを重ね、現場の声をしっかりと聞きし、みえ産業振興戦略をローリングしながら、どのような中小企業振興策が有効か検討して施策に反映してまいります。

また、このようにみえ産業振興戦略をしっかりと具現化していくためにも、中小企業振興条例を制定していくことが必要であると考えております。その際、引き続き資金や人材など、中小企業の経営資源の確保を支援していくという考えを大切にしつつも、中小企業の新たな展開を促進していく、そういう考えも大切にしていきたいと思いますと考えております。

いずれにしましても、中小企業の力が県内の様々な分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして、人々に活力をもたらし、未来を切り開く、そういうモデルを示す布石となるような条例にしていくよう現在検討を進めているところであります。国のほうでも中小企業基本法の改正などの動きもありまして、その動向も見ながら、今、選挙で国会はとまっていますけれども、そういう情報収集もしながら、条例の制定に向けて検討を続けていきたいと考えております。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） どうもありがとうございます。

知事の熱き理念、やっぱり現場が大切ということはお互いの気持ちが一緒ですね。そういったことでいましばらく時間がかかるかわかりませんが、そういった現場の声を中心として三重県の産業界、中小企業が未来を開くと。そういった形の条例の制定を一日も早く望むわけでございます。

そうしますと、たしか10年ぐらい前ですけれども、知事が経済産業省のときにドリームゲート、あれを三重県で一生懸命起業支援、起き上がる起業、侍集団を集めて無料相談所をつくったり、いろんなことでやってきているん

ですけど、ドリームゲートをやったときと今この時代、約10年のスパンはあるんですけども、知事になってから県政の中でどのように扱われているんですかね。

○知事（鈴木英敬） ドリームゲートは国の経済産業省の事業で、3年間は国でやるけれども、その後は民間に移行ということで、現在ある民間企業がやってくれています。したがって、行政のベースのサービスというよりは民間企業をベースとした民間における支援ということだと思います。

当時と今のそういう新事業展開とか、創業とか、起業の環境で一番違うのは、資金の金融商品とかは結構整備されてきているということでありましてけれども、やはりずっと今の、10年前と変わらず、やはり中小企業や小規模事業者、あるいは新しく創業した人の大きな課題の一つは2発目なんです。一つ目の商品をつくったりサービスをつくったときはいいんですけども、2発目が出せるかどうかというのは結構大きいところですので、そういうのは今県や産業支援センターでやっているファンド、そういうものとかも利用しながら、継続的に持続可能な事業を展開していけるような支援もしっかりしていきたいと思います。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） ありがとうございます。

夢は脈々とつながれていると。そうなりますと、知事、先ほどの答弁でおっしゃっていただいた県内の一番最初の中小企業の支援の問題で、県内の7金融機関が支援していると。これも今大きな問題になるんですよ。計算上は県内の金融機関です。すごく今裕福になっています。しかし、借り手がないと。

今回の、昨夜の話なんですけど、中小企業振興条例じゃなくて、その前の金融支援、この問題も中小企業金融円滑法が3月に失効されても、これはまだ金融機関が国からの指令で引き延ばしをやると。そういう話もある。だから、今のドリームゲートの2番手、3番手のゲートじゃないですけども、やっぱりもう一度県のほうから金融機関に対してそういう支援体制をしっか

りやってくれという思いを伝えていただくことでも展開が変わってくると思うんです。真水、プロパー銀行がどういう形であろうが、支えてくれていると、見守ってくれているという企業にとっての安心感が蛇口を開けてしまうと切れてしまうと。そうじゃないように、いつかは目いっぱい開いてくれるぞというぐらいのそういった安心感が金融機関に出していただけるようお願いします。

それでは、次に2番目の質問に入らせていただきます。

県立高等学校です。教育長。県教委では、少子化が進む中で、これまで県立高校の再編活性化を進めてこられた。具体的には、平成14年から10年間の県立高等学校再編活性化基本計画のもとに、3期にわたる実施計画を策定し、今日に至るまで県全体の高等学校の再編が進められてきた。今年になってからも昨日もそう。先般もそう。いろんなこの問題についての質疑もございました。

現在その再編化の動きの中で県立高校は57校、また、同時に専門学校の拠点化も進められてきています。その目的とするところは、少子化と連動した学校の適正規模、適正配置を進めながら、あわせて高等学校の特色化、魅力化を図ることであつたと思います。

私の地元桑名を見ても、桑名高等学校は商業科と家政科が廃止、桑名工業高等学校には平成16年度から日本版デュアルシステムを導入し、商工会議所をはじめ地域の企業との連携をしながら、地域の産業に有能な人材が育ってきていると。あるいは、桑名北高等学校では、地域の保育所と交流をし、生徒のコミュニケーション力に大きな成果を上げていると。いろんないいところがあります。

しかし、これは他の学校でも、学校の課題と生徒の実態を踏まえた取組を進めていると思いますが、県全体として考えると少子化の伴う高校のあり方についてどのような考えで臨むのかと。高校の特色化、魅力化にはどのように担保していくのかと。県教委のリーダーシップには大きな責任と中学生や保護者、地域、学校関係者からの強い期待もあります。逆の場合

もあります。

各高校の入学志願率を見ると、高校によって大きな開きがあります。高校生の中途退学も減ってきているとはいえ、全体としては相当な数があります。また、せっかく就職したのに、早い時期での離職者の数も大変多うございます。これらには様々な要因がありますが、高校のクラスの数、配置、各学校の特色は全て基本となるものです。生徒が減るからといって大規模であるがゆえに一律にクラスの数を減らすとか、専門学校に単に拠点化するだけでは生徒の学びたい気持ちに応えられないのではないのでしょうか。

ここで伺いするんですが、この際これまでの高等学校の再編活性化の考え方をここで一旦リセットしていただき、教育委員会の内輪の議論だけではなく、様々な英知を結集して、高校の適正規模と各学校の特色化、魅力化について検討する。今後10年を見据えるようなそんなすばらしい制度を考えられてはいかがかなと思います。

当然学校のあり方を考えたときに、もう一つ大きな入試問題がございます。三重県では昭和60年から高校の入試が推薦入学を実施し、平成10年からは特色のある学校づくりに応じた選抜方法として、特色化選抜を実施されています。さらに、平成20年からは推薦入学と特色化選抜を一本化し、これを前期選抜と位置づけ2月上旬に行い、従来の入試は3月中旬に後期選抜として実施されています。

このような前期入試や後期入試を柱とする現行の入試制度は、中学生にとっては多様な関心と目的意識に照らして学校を選択できるメリットと、複数の受験機会が確保されるということがあります。また、高校にとっては、各学校の特色に対応した生徒を確保するために、より適した期日に学校の特色に応じた方法で入試を実施できるという点もございます。

しかし、関係者の間では、いろんな課題を聞いているわけです。特に前期選抜、各学校の入試の内容が特色化という名のもとに、学校により相当差が生じています。中学生が本当に自ら望んでいる進路選択となっている

のか、あるいは入試の方法の進路決定になっているのではないのでしょうか。

高校によっては受験倍率が相当高くなり、多くの不合格者も出ています。2月中旬に合格が決定してしまうことから、卒業までの中学生生活や他の受験生への影響も生じかねない。このように前期選抜については様々な課題があり、今後の高等学校の本当の意味での特色化、魅力化とあわせて、前期選抜の廃止も含めて入試制度の抜本的な見直しをする時期にあると思いますが、いかがですか。以上2点お願いします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 教育関係で2点お尋ねでございますので、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目の高校の新しい活性化計画でございますけれども、様々な意見を聞き、長期的な視点に立った計画とすべきだということだというふうに思えます。産業構造、就業構造等が大きく変化をしてきておるわけでございますけれども、こうした中においても学習ニーズというのは必要でございますまして、またそれを多様化するためにいろんな対応というのも必要かと思っております。

こういう大きな環境変化の中におきましても、高等学校におけます教育内容の質的向上を図る、また、活力ある教育活動が展開できるよう、そういうことを目的に現在新しい県立高等学校の活性化計画の策定作業を進めているところでございます。策定に当たりましては、学識経験者でございますとか、教育関係者等から成ります三重県教育改革推進会議を設置しておりますので、この会議において審議をいただいております。

また、少子化が急速に進行する地域におきましては、地域関係者等から成ります協議会も設置をさせていただいております。地域の方々の御意見も参考にしながら内容の検討を進めているところでございます。この計画では、おおよそ10年先を見据えた形で、5年間の計画という形での策定を進めておりますけれども、県立高等学校の今後のあり方を示していきたいと思っております。

具体的には、一つ目は、時代の変化に対応した高校教育の質の確保、保障という部分でございます。二つ目は、キャリア教育の推進など、自立し、他とともに生きる人材の育成、3番目といたしましては、高等学校におけます特別支援教育ですとか、外国人の生徒教育の充実など、多様なニーズに応える教育の展開、四つ目といたしましては、県立高等学校の適正規模、適正配置という部分でございます、この四つの柱を活性化の柱という形で取組を進めております。

今後策定に当たりましては、県議会でございますとか、それから、県民の皆様方からのパブリックコメント等をいただく中で、平成24年度末までに成案として公表できるようにしていきたいというふうに思っております。県教育委員会といたしましては、県立高等学校が将来にわたって生徒たちが希望や高い志を持って生き生きと学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるようしっかりとした計画にしていきたいというふうに思っております。

2点目の入試制度でございます。現在の入試制度は、特に前期選抜でございますけれども、様々な課題があることから、廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要があるのではないかということかというふうに思っております。

本県の県立高校におきましては、平成20年度選抜から前期選抜、後期選抜による現行の選抜制度を実施いたしております。この選抜制度につきましては、各高校が自校の特色に応じた入学者選抜を実施することを基本といたしまして、受験者の主体的な高校の選択、それと、受験機会の拡大につなげるということを目的にいたしまして制度を導入いたしております。

現行の制度が3年を経過いたしました平成22年度から、中学校及び高校の校長、それから、教職員の代表、私立高校の代表、それから、PTA関係者で構成をいたします入学者選抜制度検証会を設置いたしまして、現行の選抜制度についての意見交換を行っております。導入の趣旨とか、その辺が適正な選抜制度になっているかというのを検証しているところでござ

います。

こうした検証の一環といたしまして、県教育委員会のほうでは高校1年生を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、過去2年間の状況でございますけれども、8割を超える生徒が主体的に高校を選択したという結果が明らかになっております。また、検証会におけます意見も反映をいたしまして、昨年度の選抜のほうから前期選抜におけます中学校長の推薦書の提出を廃止いたしまして、受験機会の拡大も図ってきたところでございます。これらのことから、現行の選抜制度につきましては一定程度当初の目的を達成しているのではないかなというふうに考えております。

一方で、議員から御指摘のありました課題もございまして、それと、基礎学力の定着及び向上の観点から、中学校から高校へと進学する過程で必要な学力が適切に育まれ、定着をしているかという観点からの検証も必要ではないかというふうに考えてございまして、こうした課題も得られているところでございます。

県教育委員会では、受験者の実態を把握する中で、さらなる検証を進めまして、また、他県でのいろんな動向もございまして、そうしたことも参考にしながら、先ほど申し上げた課題の解消に向けたより適切な選抜制度となるような検討をさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 平成24年度末ということは、来年の3月末までですね。

○教育長（真伏秀樹） おっしゃってみえたのは検証の話ですか。検証は今現在いろいろやっていますけれども、中身をいろいろ検証する中で、大きな制度そのものを改正しなきゃならないとなれば、新しく今の検証会じゃなしに、検討委員会を設置いたしまして検討することになるかと思っておりますので、まずそこへ行くまでにどの程度の状況になっているかというのはいささか把握をいたしたいと思っております。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） そうしますと、一昨日我が会派の水谷議員が質疑をされた公私比率8対2を7対3にと。そして、同時にその件については知事から平成25年度中をめどにそういった取りまとめを調査したい発言がありました。これについて、今検証は平成24年度にしても、25年度に知事から提案された、知事が発言された公私比率、その辺のブロック単位といたしますか、県内の各地域の中の県立高校と私立の、うまくかみ合わせるように、そして、私学のウエートが増えるといえますか、そういった体制づくりの中で県立高等学校の再編もある、動いていくだろうと。

この質問を考えておる最中に知事の発言が出たもので、どう対応していいかわからなかったんですけども、その辺の取組については、県教委としては、我々は公立の8対2を7対3にという、そして、地域の中で子どもたちが地元の学校に、地元の私立にという形で行えば一番いい形で進んでいくと。変に都市部を守り、村林議員じゃないですけども、過疎地を減らすというんじゃないで、その辺のバランス的なことも踏まえた検証と、そして新年度における検討課題というのは大変大きな宿題になっていると思うんですが、教育長、その辺の考えはいかがですか。

○教育長（真伏秀樹） 公私比率の話につきましては、昨日その前ですか。知事からも御答弁がありましたように、新しい検証検討会をつくりまして、そこで私どものほうで参画させていただきながら検証を進めていきたいなと思っていますし、どういう形で公立と私立の高校が公教育を担っていくかという部分もしっかり議論をさせていただきたいなと思っていますので、それはそれでしっかり進めていきたいと思っています。当然活性化の中には将来的な将来見通し等も一部上げながら書いていますけれども、具体的にどの高校でどういう形で定数を配置していくかということについては、毎年いろんな形で状況も見ながら策定をいたしておりますので、そういうしっかりした議論の過程ですね。そこを踏まえた形で個々の定数については策定していきたいなと思っていますので、十分整合性を持った形でやっていきたいなと思っています。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 教育長、本当に教育委員会にもちょっと質問をと思っただけなんですけれども、今の教育長とのやりとりで前向きにいい形で進んでもらえるということで、教育委員長の出番はなしでございます。

続いて、支援学校、これは地元桑名もおかげさまで今年の4月に待望の支援学校が開校されたと。ずっと見ていますと、しっかりと需要といますか、子どもさんがここへ行けたらという、今通っていない子どもさんたちでも親御さんの声やそういったことを聞いているとニーズが大変高いと。今のままでもパンクしてしまうのと違うのと、開校間もなく。そういったことから考えて、特に冒頭でくわな特別支援学校は今の体制でもたないと思うんですけれども、どういうふうな進め方をしていくのか。それだけでもお答えいただきたいと。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） くわな特別支援学校の件でございますけれども、この支援学校につきましては、平成19年度ぐらいの時点で児童・生徒数、そのときの状況から考えまして、小・中・高等部を合わせて最大で24学級規模になるのかなという想定のもとで整備を始めたところでございます。

先ほど御紹介がありましたように、この4月に開校をいたしましたわけですが、現在122名の児童・生徒が在籍をしております、特に高等部の生徒が当初の想定を大きく上回って増加をしていることから、当初想定しておった24学級、既に24学級いっぱいまで行っているという状況でございます。

今の推計でございますと、今後も児童・生徒数というのは増加が見込まれておりますので、現状において既に余裕の教室がないという状況になっております。もともと私どもこの将来見通しが大変甘かったなということについては反省もいたしておりますけれども、早急に教室等の確保が必要になってまいります。

くわな特別支援学校については、御承知のように既存施設を活用しよう

ということで、分校を改修して整備をしたということがございまして、現状で教室を確保するというのは大変難しいわけでございます。このため、普通教室でございますとか、特別教室の設置を新たにすることがあるということで、校舎を増築しようということで今その作業にかかっておりまして、既に基本設計は現在もう終えておりまして、今実施設計を進めているところでございます。

その整備の内容でございますけれども、今の現校舎の南側に新しく鉄筋コンクリート、3階建てで約2000平米ほどの校舎を増築させていただきまして、そこに普通教室、それから、多目的ホールですとか、作業学習室などの特別教室を設けていきたいなというふうに思っております。平成25年度から建設工事にかかりまして、平成26年9月には供用が開始できるようということで今作業を進めております。

今回の校舎の増築によりまして教室の確保、それと、教育環境の改善を図りまして、このくわな特別支援学校が目指しております地域に根差したキャリア教育の充実を図り、児童・生徒の自立と社会参加を進めるという教育理念の実践を今より一層推進していけるようにしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 教育長、どうも。

例えば今日の質問は桑名を例に挙げましたけれども、我々にとっては自分子どもも周りにおる子どもも身内もみんな健常者であると。しかし、同じ地域、同じ県内には多くの障がいを持たれた子どもさん、あるいはその子どもさんを抱える親御さんの声、常時話を聞いていると、やっぱり先ほど来質問した健常者の県立高等学校の問題ではないですけども、一隅に光を当てると。同じ時代に生まれて同じ空気を吸い、体に不自由があるだけでと、そういう我慢を強いるのではなくて、やっぱりできる限りそういう体制が環境づくりに力を入れてあげるべきだと思っているんです。

私はくわな特別支援学校についてはライフワークの中の一環としてこれからも大いにサポートしていきたいし、そして、また働く場をつくるそういったサポートにも力を入れていきたいなど。そういうことを考えたときに、桑名は、私は24年3月にここで私は質問をさせていただいてつくっていただいたけれども、これからも県内のモデル学校と言えるような形で応援していきたい。

しかし、残念なことに、県内では、北勢ブロックでは西日野にじ学園を3分割させていただいてこうして動いているけれども、あとの地域にとっては、話は上がってくるけれども、計画は上がってくるけれども、なかなか前に進まない。その地域の親御さんにとっては、家族にとっては大変悩ましいことだと思っております。そういった今県下の各地の、全部じゃなくても、今進めているそういったところの特別支援学校の進捗状況、あるいは地域との絡み、そういったことがお答えいただけたらと思います。

○教育長（真伏秀樹） 私どもは整備計画をつくりながら順次整備をさせていただいておるところでございますけれども、当面早急な整備が必要かなというふうに思っておりますのは、東紀州くろしお学園の本校の部分と、それから、玉城わかば学園が大変生徒数が増えておりますので、松阪地域での特別支援学校の整備という、その2点が喫緊の課題かなというふうに考えております。

まず東紀州くろしお学園の本校整備でございますけれども、この9月に金山パイロットファームを整備地とするという決定はさせていただいたところでございます。現在熊野市でございますとか、関係機関と協議を進めておりますので、平成25年度には測量ですとか、地質調査ですね。そういうものに着手ができればなというふうに思っております。

特にこの東紀州くろしお学園につきましては、小・中学部と高等部が分散をしているというところがありまして、作業学習等に使用する特別教室なんかも不足をいたしております。こうした課題もございますので、早く整備をすることによりまして東紀州地域での特別支援教育のセンター的な

機能がしっかり発揮できるようなそういうものにしていきたいなというふうに思っております。

それと、もう1点、松阪地域の特別支援学校でございますけれども、これも三重中京大学の校地を活用させていただいて整備をするということは既に発表させていただいております。平成24年度末に大学のほうが閉校するというふうにお聞きをいたしておりますので、その後25年度に三重中京大学のほうで校舎の解体等をしていただけることになっておりますので、その解体後、私どものほうで測量とか地質調査等に着手をしていきたいなというふうに思っております。

この地域につきましても、ちょうど桑名と同じような感じで、市街地の中の特別支援学校ということになりますので、そういう立地条件なんかもしっかりうまく活用させていただいて、地域としっかり交流できると思いますか、いろいろ職業体験等も含めて、そういうことができる学校にしていきたいなと思っておりますし、同じく中勢地域のセンター機能が発揮できるようなそういう学校にしていきたいなというふうに思っております。

現時点ではまだこういう段階でございますので、具体的にその開校する時期まで今の時点ではなかなか明らかにできないんですけれども、県教育委員会といたしましては、両校ともできるだけ早期に開校できるように精力的な調整をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） わかりました。引き続き桑名に負けず劣らず、県内での支援学校整備にしっかりと力を入れてやっていただきたい。

次の質問に入らせていただくんですが、これは3月にも質問させていただいています。国体が平成33年、インターハイはその前の30年、そういったことを考えたとき、先般の岐阜国体のように外人部隊で天皇杯、皇后杯をとるようなそういう時代じゃないと。目的は1番になることであろうが、しかし、選手育成のためには、私は国体という、あるいはインターハイと

というのは一つの過程であると。そう考えたときに、プロパーを育てるためには立派な教師も要ると。

県内の県立高等学校の中に、例えば四日市中央工業高校のサッカー部みたいにいろんなところからいろんな生徒が集まってきて切磋琢磨してああして全国優勝までしたりと、そういう拠点校、スポーツの拠点校をつくっていく、そういったことが大事じゃなかろうかなと思っているわけです。

今年から地域連携部にスポーツ推進局も誕生したと。この中では、県教委の人事異動等、スポーツ局の思いのたけがどのように調整されるかという問題もあります。しかし、私は向こう10年間の選手育成、あるいは10年以降の選手育成、これは高等学校とともに伸びる。そういった底辺拡大等、選手の育成が大きな課題になると思うんです。知事はそのときにいないかもわかりませんがね。

今、基石の碁を打つのと一緒で、大きな目的を持った高等学校のクラブ活動に力を入れられる。そして、子どもがこのスポーツならあの学校へ行きたいと言える環境整備を望むわけでございますが、教育長、答えていただけますか。いかがでございましょう。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 運動部活動の拠点となる高校にすぐれた指導者を計画的に配置しながら、その教育力の向上をとということかと思っております。

本県では、平成30年に東海ブロック4県の中心開催県といたしましてインターハイが、また、平成33年には76回の国民体育大会が開催をされる予定でございます。これらの大会が本県における、特に高等学校の運動部活動の一層の充実発展にとっても大変絶好の機会になるかなというふうに思っております。

特に高等学校の運動部活動という面を捉えてみますと、顧問として指導をしていただく教員の果たす役割というのは大変大きいということ。それと、その指導者の養成ですとか、確保というのも喫緊の課題だというふうに認識をいたしております。

このようなことから、県教育委員会では、保健体育科の教員の採用に当たりましては、スポーツ特別選考を設けて、全国トップクラスの競技実績を有する人材を指導者として確保するよう努めているところでございます。あわせて、各学校が必要とします競技種目ですとか、指導教科について、県全体の状況などを勘案しながら教員の適正配置に努めているところでございます。

本年度から教育委員会とスポーツ推進局との協議のもとで、スポーツ推進局におきまして全国大会での活躍が期待できる高等学校運動部の強化指定をし、選手強化の取組の支援をしますとともに、指導実績のある指導者を指定して、研修会等を通じてさらなる資質向上を図る取組が進められてきておるところでございます。

県教育委員会といたしましては、毎年度の教員採用、それから、人事異動につきましても国体、インターハイの開催を見据えた県全体としての教育力の向上の方針、運動部活動での強化策と連動をさせた取組とすることで、中学、また高校段階での教育力の向上にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 教育長、どうも。

高校入試のときにスポーツ推薦も入れていただけたらいいんじゃないですか。そういったことを言いながら、ひとつ国体、インターハイ、そのための基盤づくりは強化の学校が指定され、そして、教員がリーダーとなる運動部の指導のリーダー校をつくっていただくと、そういったことを望むわけでございます。

3番目になるんですけども、地域医療支援センターについて伺いますけれども、三重県というのは本当に16年の法改正からマッチングがうまくいかず、10万人当たりでも37位、医師の数、あるいは病院勤務医といったら44番目、それだけ医師の数が少ないと。

しかし、県のほうでは奨学金制度をつくったり、あるいは三重大学では地域枠をつくりながら、どんどん医者の養成、あるいは医者になっていただく子どもたちの金融支援をしている。そういった制度を要請してどんどん来ているけれども、もう来年、平成25年度には17人でしたかね。26年度が二十何人、27年度が60人、そうしていくと平成30年、あと10年たたないうちに340人ぐらいの人数の医者が誕生するわけなんですけれども、医者の卵が。

こう考えていったときに、やっと今年の5月に難産の末に厚労省から認可された地域医療支援センターが三重県にも誕生しました。そういったとき、この地域医療支援センターは医者の卵に対して、あるいは奨学金を貸与した学生たちにとってどのような働きをしていくのかと。これは半年しているんですけども、まだ活動が全然表へ出てこない。見えていない。その辺の活動をどういうふうにしているものかお答えをいただきたいです。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 地域医療支援センターを5月に設置して以降の取組状況を御答弁させていただきます。

この三重県地域医療支援センターにつきましては、センター長を三重大学内田学長に、それから、副センター長を三重大学医学部附属病院の竹田病院長に就任いただきまして24年5月1日に設置したところでございます。設置後につきましては、全ての修学資金貸与者等に対しまして専門医資格の取得支援というようなことも含めて周知を図っておるところでございます。

若手医師に対しまして研修病院の選択利用などに関する調査とか、それから、医師会等と協働しまして県内の各病院の医師不足の実態調査などにも着手しておるところでございます。それから、若手医師への情報発信としまして、ホームページ等の作成も今進めておるところでございます。それから、若手医師につきましては、専門医志向が非常に強いということなどから、この専門医資格取得のための後期臨床研修が受けられるような

仕組みというのが最も重要であるというふうに考えておまして、この仕組みづくりにつきまして、これまで三重大学、それから、県内の。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔に願います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 医療機関等と協働して作成するという賛同が得られたところでございます。今後もこういったことを修学資金貸与者等の若手医師に対しましても説明をしていきながら、貸与者等が県外に流出することなく定着できるような取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 貝増吉郎議員登壇〕

○46番（貝増吉郎） 時間の都合で短絡をさせていただきましたけれども、この地域医療支援センター、しっかりと頑張っていたきたい。三重大に頼んだというだけではなく、プロパーである県庁がどのように採用していくかと。金を貸して育てた子どもさんと地域医療支援センターが三重大であるというこのマッチングの中で、どこにプロパーの、ドクタープール制じゃないですけれども、そういった確実に空白の10年間を埋める、そして、未来展望が開けられる、そのような医者育てられるように、そして、県内全域に配置できるような形をしっかりと導入していただくようお願いする次第でございます。

久々の登壇でございましたけれども、今日は知事ともしやべれましたし、教育長、学校関係はひとつよろしくお願ひ申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。28番 笹井健司議員。

[28番 笹井健司議員登壇・拍手]

○28番（笹井健司） こんにちは。

議長のお許しをいただきまして一般質問の機会をいただきました。新政みえ所属の松阪市選出、笹井健司でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、去る25日の日曜日、私の地元の嬉野ふるさと会館で65回を迎えられました関西茶業振興大会、茶の元祖であります京都市のほうからもたくさんの皆さん方が御参加をいただいて、私のほうの文化ホールも久しぶりににぎわいの中で盛況に終えていただいたのではなかろうかなと。これからあれを機会に、ぜひ茶のこれからの充実、そして、振興に役立てていただければと思いました。

さらには、25日はすばらしい日でございます、松阪の牛共進会、松阪牛まつりがこれまた盛大に開催されまして、4席の中での17歳の若者が次の担い手として第1席に選ばれたということでございますが、知事の御挨拶で激励の一言が本当にすばらしいこれからの畜産業を背負っていく若者が意欲を持たれたのではなかろうかなと。1席の競りにかかった今までにない高額な2200万という落札をいただいたわけでございます、これも知事のあの激励の一言が大きく影響したのではなかろうかと思えます。まことにこれからの牛まつりも頼もしく感じさせていただきました。

さて、鈴木知事におかれましては、県政発展のため、日夜御奮闘されていることに心から感謝申し上げます。私は、本年防災県土企業常任委員会

に所属し、それぞれの政務活動に携わることができ、充実した日々を過ごさせていただいております。

特に東日本大震災の発生以降、南海トラフを震源とする巨大地震への対応など、防災・減災対策の強化が求められているとき、本年9月初旬に鈴鹿市県消防学校で実施されました総合防災訓練、11月8日に伊勢市サンアリーナで実施されました国民保護共同訓練、そして、11月17日に鳥羽市鳥羽東中学校で実施されました津波避難訓練、いずれも関係機関の出動のもとに、地域住民の皆様方が積極的に参加され、意義ある訓練であったものと評価されたことと思います。

実施されましたそれぞれの訓練を経験された県民の皆様方は、いつ大震災が発生してもそれぞれの現場でリーダーシップを発揮され、防災・減災対策に御尽力いただくものと確信いたします。

そこで、鈴木知事の今回の防災訓練の成果と課題、今後の防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 本年度実施しました防災訓練から得た成果と課題、それをどう生かしていくのかという御質問でございます。少し長くなるかと思いますが、しっかり答弁せよということでございますので、しっかり答弁させていただきたいと思います。

あわせて、笹井議員におかれましては、全ての防災訓練に最初から最後まで全部御参加いただき、終わった後も職員などに激励の言葉、そういうのをおかけいただいております、職員のみならず非常にモチベーションも上がっております。御礼申し上げます。

さて、答弁をやらせていただきたいと思いますけれども、私は東日本大震災の被災地において、現地の実情をこの目で見、この耳で生の声を聞いてまいりました。また、去年は紀伊半島大水害の復旧に向けた陣頭指揮にも当たらせていただきました。そうした経験を踏まえ、私は市町や関係機関と緊密に連携し、官民間わすれ全員が一丸となって災害に対応することの

重要性を痛感したところであります。

三重県の防災・減災対策を推進していくことは、私に与えられた大きな使命であると考えております。また、訓練でできないことはいざという災害のときに絶対できないという強い思いも持っております。日常から非日常へスムーズに移行するためにも、防災訓練には非常に重要であると考え、より実践的な訓練の実施に向けて全力を傾けてきたところであります。

本年度は東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を受け、危機管理統括監の設置、災害対策本部の見直し等を行い、災害対応力の充実強化を図りました。この新体制が有効に機能することを目指し、図上訓練のほか、従来は年1回であった実働訓練を本年度は特に2回実施、あわせて今年度は三重県では初めての国民保護訓練も実施することといたしました。

第1回目の実働訓練として、まず9月2日に鈴鹿市の消防学校ほかで三重県鈴鹿市総合防災訓練を実施しました。この訓練では、住民参加を一つの目標に掲げ、災害時要援護者対策を考慮して、昨年度に三重県が公表した津波浸水予測の結果、新たに浸水区域となった地区の住民の皆さんとともに、身体に障がいのある皆さんや外国人の皆さんにも参加いただき、避難訓練を行いました。

その後、防災関係機関や医療機関との連携を目標に、自主防災組織と防災関係機関が連携する救助訓練、一般の来場者にも参加いただく体験型の訓練を実施しました。この体験型訓練では、外国人の皆さんに災害時外国人支援キットを活用した避難所運営訓練にも参加をいただくなど、実践的な訓練を実施したところであります。

次に、第2回目として、11月17日に鳥羽市内で実施しました三重県鳥羽市合同防災訓練ですが、ここでの目標は離島や観光地といった地域特性を考慮した住民主体の津波避難訓練と避難後における避難所運営訓練の実施、防災関係機関とのさらなる連携強化などとししました。この訓練におきましても、災害時要援護者の方々に御参加いただきましたし、観光客の皆さんに対しても実際に避難を呼びかけながら避難場所へ誘導するといったこと

を行いました。

また、11月8日に行われました国民保護訓練におきましては、ブラインド形式、約100名の負傷者に対する対応として、テロ事案発生から救助、救護、救急搬送及び病院受け入れまでの一連の流れをシナリオなしのブラインド形式で実施しました。また、救護用エアテントや現地調整所などの施設を訓練開始後に現地で設置するなどの工夫も凝らしましたし、伊勢赤十字病院など、DMAT 6チーム、医療救護班6チームと、全国的に過去に例を見ないほど多数の医療機関が参加し、消防、警察、自衛隊など救助機関と連携を行いました。

これらの訓練を通じて、私が主な成果として上げたいことの一つ目は、災害時要援護者の皆さんに参加いただいた避難訓練です。鈴鹿の訓練におきましては、目の不自由な方にも御参加いただきました。この方は初めて避難訓練に参加されたのですが、訓練後に今回いつもと違う方に誘導してもらった。災害時には初めての方にも勇気を出して誘導をお願いすることが必要と感じたと話され、訓練に参加して本当によかったと言っておられました。

災害時に要援護者の方々をいかにして守り抜くか、このことは防災・減災対策の大きなテーマであります。それだけに鈴鹿と鳥羽で災害時要援護者の方々を含む避難訓練が実施できたことは非常に大きな成果だと思っています。もちろん県内各地で様々な防災訓練が実施されていても、まだまだ多くの災害時要援護者の方々に参加いただけていないのが現実です。ですから、今回の訓練は災害時要援護者の方々との避難訓練と言ってもまだほんの第一歩にすぎません。その意味では、今回の鈴鹿と鳥羽の成果を今後各地に水平展開していくこと、これは成果というよりむしろ非常に大きな課題であるとも考えております。

また、鳥羽の訓練におきましては、津波避難訓練の後幾つかの自治会で避難所運営訓練を実施していただきました。これは私が考える二つ目の成果であります。当日はあいにくの雨であったため、避難者が避難所運営訓

練の会場内に一度に押し寄せ、自治会の訓練スタッフには混乱があったようですし、参加された住民にも自分がどのように行動すべきか戸惑いがあったようです。しかし、これこそが訓練です。シナリオどおりにはいかないのです。避難所では組立式の簡易トイレや人力車のように人が引いて進めることのできる車椅子などの展示、実演も実施しました。これも有意義であったと考えております。

さらに、同じく鳥羽の訓練では、防災関係機関が連携して実施する訓練として、海上自衛隊の船に陸上自衛隊の救助部隊を乗せて離島に上陸させる。あるいは、救援物資を積載した海上自衛隊や中部小型船安全協会の船を海上保安庁の船が先導して離島の港に物資を届けるといった訓練も実施しました。

また、本部員会議では、それぞれの機関が熱のこもった議論を展開しました。連携、連携とよく言いますが、日ごろ防災関係機関同士が連携して訓練することがなかなかない中で、県が主導してこうした訓練が実施できたことは、今後いざ発災というとき、各機関が協力して救助に当たる際にきっと有効に機能するだろうと考えております。

鳥羽での訓練終了後、陸上自衛隊第33普通科連隊の連隊長、この方は先般異動してこられたばかりでありますけれども、その方が全国で劇場型の訓練が多い中、三重県の訓練は一見地味ではあるが、そのレベルの高さに感服した。実に実地的な訓練だった。雨天で中止になるかと思っただが、そうしなかった点も三重県の本気度がよくわかったという過分のお褒めのお言葉をいただいたところであります。

以上、私が特に感じた主な成果を述べてみましたが、本当はもっと様々な成果もあったと思います。そして、それ以上に課題も多かったはずです。例えば観光客の避難対策にも取り組みましたが、事業者の参加が少なかったり、実際に地震が発生した場合には誰が観光客の避難誘導をするのが決まっていないなど、反省点も多かったのも事実です。このように本年度の訓練からは様々な成果と課題が明らかになりました。

これらの成果と課題については、現在実施している避難のためのモデル事業、あるいは避難所運営マニュアル策定指針の見直し、こういうようなものに反映させていきます。その上で新地震対策行動計画（仮称）の策定や地域防災計画の抜本の見直しにも反映させていただきたいと思います。そして、それらの計画を実践していくことで三重県の防災力、災害対応力を高め、県民の皆さんの命を守りたいと考えております。繰り返しになりますけれども、それが私に与えられた使命であると考えております。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

まさしく参加されましたそれぞれの皆さん方、本当に熱心に訓練を受けておられまして、これらの有事の際には本当に必ずや役立つものと信じているところでもございます。

さらに、それぞれの地域性の必要な市町でもそれぞれ訓練が実施されておりまして、やっぱり日ごろの訓練の必要性というものを私もつくづく感じさせていただいたところでもございます。何はともあれ防災・減災対策に本当に貴重な訓練になりますこと、心からまた願うところでもあります。

また、南海トラフの巨大地震や三重県に分布する活断層による直下型地震によって大きな被害が出ると想定されていますが、自分の住んでいる土地の状況がどのようになっているか知っておくことも防災上大切なことではないでしょうか。先般も福井県の大飯原子力発電所で大規模な地質調査が実施され、原子力規制委員会は原発の直下に活断層が存在しているとの指摘ですが、確かな結論には至っていないようです。

学校教育の中で防災教育はもちろんですが、土地の地質を理解する地学教育の充実が急務ではないでしょうか。教える側の人材や地域の地質の教材の提供、そして、自ら学べる場づくりなど、三重県の地質を理解できる人の確保が重要ではないでしょうか。

幸い三重県では自ら学べる場づくりとして、新県立博物館が平成26年に開館の予定で着々と工事が進められています。博物館の学芸員については

後に質問させていただきますが、その2年後の平成28年に国際地学オリンピックが三重県で開催されることが今年のアルゼンチン大会で正式に決定されたと聞いております。

このオリンピックは第1回が平成19年に韓国で開催されてから毎年世界の国々で開催されているようですが、第10回となる平成28年が三重県大会となるようですが、国際地学オリンピックとはどのような内容なのかお伺いしたいと思います。

また、これを機会に、活断層など地質への理解や関心が高まるよう、地学教育の充実に取り組んでいくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願い申し上げます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 国際地学オリンピック大会の内容、それと、あと地学教育の充実に取り組むべきではないかということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

国際地学オリンピック大会は、七つある科学オリンピック大会の一つでございまして、本年10月に第6回大会がアルゼンチンで開催された折に、平成28年の第10回大会は日本で開催することが決定をされました。さらに、中部国際空港からのアクセスにすぐれていることや、リアス式海岸があり、地質学的に興味深いこと、また、伊勢神宮や熊野古道、真珠、忍者等、世界各国の高校生にとって魅力ある観光資源も豊富なことから、今回三重県での開催となったものでございます。

国際地学オリンピック大会は、開催国の地学オリンピック委員会が主催をいたしまして、最多40カ国程度の高校生が5日間ほどにわたり地学に関する知識を競ったり、他国の生徒との交流を深めたりするものでございます。具体的には、各国代表の4名の高校生が、例えば気象データから天気を予想する問題、岩石や鉱物の鑑定など、地学に係る筆記試験と実技試験によって知識を競うものでございます。

また、単に知識を競うだけでなく、各国代表の混成チームにより、例え

ば地質調査や地震断面等の計測等の協働野外調査や地元高校生との交流会等の開催が大会日程中にも組み込まれておりまして、各国の若者が友情を育む場も設けられることになっております。

県教育委員会では、若者の理科離れが進んでいることへの対応や自らの専門性を高めていこうとする意欲や態度を持った人材の育成等が重要であると考えております。このため、県立高校における発展的な理数教育といたしまして、スーパー・サイエンス・ハイスクール、SSHという言い方をしておりますけれども、県版でのこういうSSHの指定でございますとか、国が指定したSSHにおけます研究授業を通じて科学系人材の育成を図っているところでございます。

指定校では、三重大学等と連携いたしまして、探求的な学習の推進などにより、例えば地学分野では津波発生のメカニズムや南海トラフの津波想定などに関する学習等を行っております。また、昨年度から三重県高等学校科学オリンピック大会を開催し、理数分野でのより発展的な学習への取組を進めているところでございます。国際地学オリンピック大会の本県での開催を契機に、理数教育全般での一層の底上げを進めますとともに、生徒の地学に関する知識や意欲、興味関心を高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

土質を知る、本当に身の回りの毎日住んでいる身近なところの土地の土質がどうなっているかということも本当に大切ではなかろうかなと思えますし、そうした学芸員の養成をしていただいて、本当に常にそうした地質調査が実施されるように期待をし、防災面からも本当に役立てていただければと思うところでございます。よろしく願い申し上げます。

次に、新県立博物館についてを御質問したいと思います。新博物館の整備につきましては、過去26年にわたって様々な検討が行われてきた経緯

の中、平成23年1月に建築工事に着手されましたが、同年3月11日の東日本大震災以降の社会情勢の変化や厳しい状況の中、鈴木知事の就任と同時に中止すべきか、続行かの決断の必要なときでありました。鈴木知事は、三重の歴史や文化の重要性と先人の知恵や自らのふるさとの持つ卓越性を学びつつ、県民の皆様がこれからの未来に向けて生きていくための知恵やエネルギーにかえていくための重要な施設との考えのもと、今や順調に工事が進められています。

ところで、この新博物館は調査研究や収集保存、活用発信という博物館活動を通じて三重の資産の保全、継承、人づくり、地域づくりへの支援を行うこととしています。まさにもに考え活動し、成長する博物館をつくらうとしているわけです。こういった考え方のもとに、様々な施設機能を持った博物館として、現在新博物館の建築は進められていると思います。

「新博物館には“おどろき”がいっぱい！！」と新博物館のパンフレットには記されています。去年は新博物館の建設地から化石が発掘され、子どもたちが化石調査に参加するなど、本当に驚くようなこともありました。

一方、建築整備の状況だけでなく、多様で豊かな三重のあらましを紹介する展示の進捗についても、限られた展示スペースの中で子どもから大人までのわくわくどきどき感を持って楽しめる展示に向けて取組が進められていると思います。また、現在の県立博物館は休館されておりますが、県内各地で移動展示が行われていると聞きました。

第2回定例会9月会議において、杉本議員が一般質問の中で紹介してみえましたが、子どもたちが県内各地でお雑煮について調べたお雑煮プロジェクトなど、子どもをはじめ県民の皆様が中心となった調査研究やフィールドワークなども行われているようです。このような県民や地域との連携、さらに企業との連携もあるかと思いますが、このような取組を新博物館においてどのように発展させようとするのか、関心の高いところであります。

新博物館の整備における、一つ、建築工事の進捗、二つ目、展示の取組、三つ目、地域、企業等との連携について、現在の進捗状況をお伺いします。

また、平成25年度には開館に向けての準備年度であります。効果的、効率的な運営体制や組織などの整備についてもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 新県立博物館の整備、建築、展示、それから、地域や企業等との連携ということについて御答弁を申し上げたいと思います。

まず建築の関係ですけれども、新県立博物館の建築工事につきましては、既に躯体工事が完了いたしまして、現在外壁、内装などの工事を進めておりまして、来年4月に完成、引き渡しを受ける予定でございます。このほか、駐車場、それから、植栽などの外溝工事にも着手をしております。また、平成25年度には、新県立博物館のエントランスと総合文化センターの立体駐車場、これを結ぶ連絡ブリッジの整備、あるいは現博物館からの移転などを行いまして、平成26年春の開館に備えることとしております。

次に、展示関係についてですけれども、常設の基本展示におきましては、三重の多様で豊かな自然と歴史文化をわかりやすく紹介することとしております。展示室内では、三重の特徴的な自然環境であります大杉谷、大台ヶ原、それから、鈴鹿山脈、伊勢湾、東紀州、熊野灘の展示を四隅に配置いたしまして、中央部におきましては自然の中で育まれた人、物、文化、こういった交流史を紹介することとしております。

さらに、山、盆地、平野、磯の四つの視点から人の暮らしと自然のかかわりを考えるコーナーも設けて、この基本展示室を一周していただければ三重のあらましを体感していただけるように計画をしております。また、基本展示室の入り口前の空間には、象徴的な展示といたしましてミエゾウの全身骨格復元模型を設置することといたしております。

現在これらの展示のプランづくりは終わりました。県民の皆さんや地域の団体の協力も得ながら調査を行ったり、あるいは展示資料やジオラマの採集であったり作製を行ったりするなど、建物引き渡し後の本格的な展示工事の

改修に向けていろんな取組を行っているところでございます。

次に、地域との連携ということなんですけれども、新県立博物館ではともに考え、活動し、成長する博物館を理念に掲げまして、県民の皆さんとともに調査研究、収集、あるいは展示、こういった活動を展開することとしております。このため、開館前の博物館づくりの段階から地域との連携を重視して博物館活動に取り組んでいるところでございます。

例えばですけれども、今年7月から9月にかけて海の恵みにとぎわい、これをテーマに移動展示を実施したんですけれども、そこでは地元志摩市、あるいは新県立博物館と協定を結んでおります三重大学、さらには地元の団体や漁師の方にも企画の段階から御参加をいただき、地元の自然や歴史を見詰め直すきっかけにもなったという声もいただいたところでございます。

また、昨年度、多くの子どもたちに参加をしていただいて、自分の家のお雑煮を通じて三重の豊かな食文化を知る機会としてお雑煮プロジェクトを行いました。好評をいただいたんですけれども、今年度はお節料理をテーマに取り組むこととしております。また、人々の暮らしの移り変わりなどがわかる昔の写真を収集するプロジェクトも実施をしているところでございます。

こういった成果につきましては、新県立博物館の展示などの活動に生かすこととしておりまして、自ら参加していただくことで私の博物館と親しみを持っていただけるようなそういった博物館づくりにつなげていきたいと思っております。

また、県民の皆さんの参画についてなんですけれども、新県立博物館は多くの県民の方に御来館をいただきたいのはもちろんなんですけれども、その活動や運営に関しても県民の皆さんに参加、協力をいただきたいというふう考えております。現在これまでも多くの皆さんに参加をいただいて、サポートスタッフという形で活動していただいたんですけれども、ボランティアなど新たな面も加えまして、県民の皆さんが気軽に御参加いただけるような新たな仕組みづくりを検討しておりまして、来年度にはスタートをさせたいなというふうに思っております。

一方、企業の皆さんの御参画という点なんですけれども、例えば寄附や協賛ということであればコーポレーションデーということで、これは企業の方に一定額の協賛をいただいて、その日は企業の方にスポンサーとなっていて、その日御来館いただける県民の方は無料で観覧ができると、そういったコーポレーションデーというのも検討しておるんですけれども、こういったこれまでにない新しい手法を取り入れるとともに、あるいはテーマ展示、あるいはいろんなイベントを企業の方と協働で実施したり、あるいは広報、あるいは誘客面でも連携をするといったような形で、企業の方と博物館、県民の皆さんという3者にとってメリットになるような、そんな取組を進めていきたいというふうに考えております。

このため、企業訪問、あるいは各種会合での説明などを通じまして、企業の皆様方に参画の呼びかけを今しておるところでございます。引き続き連携の取組を進めながら、県民や企業、団体の皆さんとともに博物館づくりを進めていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、運営体制と組織のことについて、あわせて御答弁をさせていただきます。

新県立博物館の整備を契機といたしまして、総合文化センター、それから、美術館、これらを含めました文化交流ゾーンにつきまして、各施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮したいということで、一体的な運営のあり方を現在検討しております。検討に当たりましては、総合文化センターの次期の指定管理が平成27年度にスタートいたしますので、そこを目的に新たな運営の手法を導入する方向で検討を行っております。今年度中には一定の方向性を整理することといたしております。

こうしたことから、新しい博物館につきましては、当面建物引き渡しを受ける平成25年度及び26年度は直営で運営することといたしております。直営で運営するに当たっては、隣接いたします総合文化センターとの連携を図って、利用者にとって不便が生じないようにしていきたいというふうに考えております。

職員の体制についてですけれども、新県立博物館につきましては地域や県民の方に開かれた博物館を目指しておりますので、そのためには学芸員の果たす役割が非常に大きいというふうに考えております。このため、自然系、あるいは人文系、それから、公文書館機能、これをあわせ持つ総合博物館として、必要な分野全般にわたって学芸員を配置するなど、体制の充実を図ってきているところでございます。

組織につきましては、総務、管理に加えまして、広報や渉外活動を担当する総務管理部門、それから、交流連携や資料活用、展示などを担当いたします事業部門、さらに研究部門、あるいは公文書部門を置くことを基本に現在検討を進めております。

組織運営に当たりましては、例えばテーマ展示の企画でありますとか、子どもたちの学習プログラムの構築や実施、こういったことに当たりましては、部門や分野を超えて職員が横断的に業務を行うとすることで、博物館が持つ機能を十分発揮できるようにしていきたいというふうに考えております。引き続き平成26年春の開館に向けまして、着実に人づくり、地域づくりに貢献できる博物館に向けた体制の構築を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

準備期間の平成25年度が本当に楽しみな1年かなと思いますし、人事体制にしる、それぞれの組織体制にしる、本当に万全な体制の中で開館をいただきたいと思います。

その中で、それぞれの分野の学芸員の充実というのも重要ではなかろうかなと。さきに申し上げました地学の関係の学芸員についても、この際にぜひ充実をいただいて、さらには私のまちでもたくさん歴史文化がまだ埋蔵している。調査を必要とするそうしたものがたくさんあるわけでございますけれども、ぜひ一日も早く調査を実施いただいて、歴史をもう一つ発

掘いただいて、新たな昔をよみがえらせていただきたいなと願うところでもありまして、ぜひ文化財調査の学芸員の充実もあわせてお願いをしたいなと思うところでもございます。

何はともあれ、県民の皆さん方が本当に待望しております。28万点の収蔵品の展示だけではなく、それぞれの分野で今申されました新しい方策の中での展示方法も、あるいは学習の場として、大いに活用をいただくすばらしい博物館になることを大きく期待するところでもございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、地元の関係でございますけれども、獣害対策への支援ということでもございますが、農作物への獣害被害は全国的なものとなっております、松阪市内の中山間地域における鹿、イノシシ、猿による被害は年々増加傾向にあります。野菜や水稻などの農作物への被害は非常に大きなものとなっております。

松阪市では、ロケット花火による追い払いをはじめ、猟友会による捕獲や防護柵の設置などで獣害対策に取り組んでいる現状であります。このうち、猟友会による有害鳥獣捕獲については捕獲に対する補助を行っており、本年度から鹿、イノシシの捕獲補助金を5000円から1万円に引き上げました。

これは中山間地域の農業を守っていく上で、被害軽減を図るためには、まず有害鳥獣の数を減らすことが最優先と考えたことによるわけでございます。この補助金見直しによって、鹿、イノシシの捕獲頭数は8月末現在で鹿が778頭、イノシシ129頭で、いずれも過去3年の捕獲平均数で2倍以上となり、獣害被害の軽減に大きな成果があらわれております。

三重県においては、昨年度から鹿、イノシシの数を円滑に進めるため、有害鳥獣捕獲緊急対策事業を創設いただきました。市町が実施する緊急的な有害鳥獣捕獲に対し補助を行っていただいておりますが、今年の松阪市の当初の計画事業費は794万5000円でしたが、本年度の捕獲見込みが1339万5000円と当初計画を大きく上回ることから、補助金の追加要望をお願いし

てきたところであります。

松阪市は限られた予算の中で有害鳥獣捕獲などの獣害対策を充実し、被害の軽減に努めているところでもあります。三重県においても、本年度獣害対策課を新設され、有害鳥獣対策を最重要課題として捉えていただいていることから、地域の実情に即した獣害対策予算の増額をお願いすることはできないかお伺いしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、獣害対策に関する予算の増額ができないのかというお尋ねでございます。

県内の特に中山間地域におきましては、ほとんどの農作物でニホンジカ等野生獣による被害が日常的に発生しておりまして、営農面での被害にとどまらず、住民の営農意欲の減退など、その地域全体の活力の低下にも大きく影響しております。こうしたことから、県では平成19年度から地域ぐるみでの追い払いを進めるなど、獣害対策に取り組む集落を育成してきたところでございます。

また、平成20年度に施行されました鳥獣被害防止措置法に基づきまして、県内の25市町が被害防止計画を策定しておりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の整備などの対策を講じているところでございます。

しかし、依然として農林水産業の被害に歯どめがかかかっていないことから、県ではみえ県民力ビジョンの緊急課題解決プロジェクトの中に暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクトを位置づけまして、獣害に強い地域づくり、捕獲力の強化、獣肉等の利活用、生息環境の創出について、緊急的、重点的に取り組んでいるところでございます。特に捕獲力の強化は、被害を直接減らすために有効な手段と考えておりまして、市町が行います有害鳥獣捕獲への支援、大量捕獲わなの実証試験に加えまして、狩猟に係る規制緩和も行っているところでございます。

市町が行います有害鳥獣捕獲につきましては、市町が捕獲者へ野生獣の

埋設経費などの補助をする場合に、県の有害鳥獣捕獲緊急対策事業によりまして予算の範囲内で支援をしているところでございます。また、わなの購入経費などには国の鳥獣被害防止総合対策交付金により支援をしておるところでございます。しかしながら、被害金額の減少には至っていないということでございます。今後も国に対しまして鳥獣被害防止総合対策交付金の増額を要望していくとともに、有害鳥獣捕獲緊急対策事業をはじめとした地域捕獲力強化のための予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

昨年度も松阪市は防護柵等を、かなり資材を提供いただいて労力奉仕でそれぞれの設置をしていただいて、本当にかなり万全かなと思ったんですけども、まだまだやっぱり獣害被害がおさまらないというのが現実でございますので、ぜひまたこれからの温かい御支援をいただければと思うところでもございます。

また、県では獣害に強い地域づくり、捕獲力の強化、獣肉等の利活用、生息環境の創出を獣害対策の柱として取り組まれているということでした。どの対策も非常に重要でありまして、これらの対策を組み合わせる総合的に推進していくことが必要だと思います。その中で、県では特に捕獲力の強化に力を入れておられ、この点では私のその思いを強くしているところでもあります。

さて、その捕獲力を強化するための手段として、先日大量捕獲に期待が持てるニホンジカ専用のわなであるドロップネットに関する新聞報道がありました。猟友会にお願いして捕獲することも重要ですが、集落の皆さん方自らが被害を及ぼす野生獣を捕獲することも重要であり、これからしっかり推進していくことが必要ではあると考えます。

そこでお伺いをいたします。県はニホンジカの大量捕獲わなであるドロ

ップネットの実証試験に取り組まれています。今後わなに関する技術開発等についてどのように取り組もうとしているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○農林水産部長（梶田郁郎） わなに関する技術開発等の取組でございますが、獣害対策におきましては、増え過ぎました野生獣の捕獲を効率的に実施していくためには、大量捕獲わなの技術開発に積極的に取り組んでいくことが重要であるというふうに認識しております。

ニホンジカの大量捕獲わなでありますドロップネットにつきましては、現在県内各地域で8基が導入されている状況でございます。また、県では、大台町で導入しましたドロップネットにおきまして、昨年度末からニホンジカの餌の嗜好調査ですとか、捕獲技術向上のための実証試験をしているところでございます。

今後はこれまで蓄積しましたドロップネットのノウハウ等をマニュアル化しまして、現地への普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、ニホンジカ専用のドロップネット以外の大量捕獲わなの技術がまだ確立されていないということから、ニホンザルの大量捕獲技術ですとか、イノシシ、ニホンジカを大量に捕獲します囲いわなの技術開発に向けまして、市町ですとか企業と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

新しい方策としてのドロップネット、一度に数頭がとれるということでございまして、捕獲したそれぞれの鹿とかイノシシにつきましては、獣肉等の利活用にも大いに役立てていただくものと思いますし、ぜひそうした食文化の向上にもつなげていただければと思うところでもございます。これからの地元の皆さん方は大いに期待をしていますので、いろいろ研究をいただいてまた御指導いただければと思います。

次に、もう一つ鳥獣害の関係でございますけれども、アオサノリ、黒ノリ養殖業及び内水面漁業における鳥獣害対策についてを御質問したいと思いません。

松阪市の水産業におけるアオサノリ、黒ノリ養殖業においては、高齢化とともに担い手不足など、様々な問題を抱えております。

最近では、消費者の食品の安全性とともに、生産者の責任もより重くなっているところでありますが、近年カモなどの鳥獣の羽根の混入によりノリ養殖業に支障を来しております。これらの除去には大変な労力が必要で、異物の混入の防止に細心の注意を払いながら製品の安全性の維持に努めておるわけでございます。このような中、漁業協同組合では地元猟友会員等に依頼して、ノリ養殖期の鳥の被害防止のため、追い払いなどを実施しておりますが、長期にわたると経費も増大し、その対策に苦慮している現状でもあります。

松阪市のアオサノリや黒ノリは県の特産品として永年にわたりその高品質を消費者に認めていただいておりますが、このような状態が続けば品質低下も危惧されます。こうした状況を踏まえて、県内沿岸域におけるノリ養殖業の被害軽減に効果的な鳥獣害対策の研究や指導等を県主導のもと早期に実施していただきたいと思っておりますが、お伺いをしたいと思います。

また、内水面漁業においても、深刻になりつつあるカワウの食害対策については、松阪市では櫛田川河川沿岸にあるカワウの営巣地を基点として、それぞれの河川における内水面漁業に大きな被害が発生していることから、漁業協同組合のカワウ駆除事業に対して補助を行っております。今後さらに漁業協同組合による鳥獣害対策の推進を図るためにも、県内のカワウ生息地の調査を進めていただきまして、その抜本的な対策についての協議や被害の軽減に対する支援をお願いしたいと思いますけれども、お伺いしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 2点お尋ねをいただきました。まず一つ目の

アオサノリ、黒ノリの鳥獣被害対策への取組でございます。

松阪市の主要水産物となっておりますアオサノリと黒ノリの生産量は三重県内でも上位にあります。特にアオサノリにつきましては品質もよく、高単価で取引されるなど、市場では高い評価を得ているところでございます。しかし、近年の食の安全・安心への関心の高まりから、製品への異物混入防止が一層求められておりまして、カモなどの鳥類のノリ養殖漁場への侵入の防止、製品への羽毛の混入の防止、これらの課題への対策が必要となってきております。

まず、侵入防止対策でございますが、これまで松阪地区では、先ほどお話のありましたとおりでございますが、猟友会に追い払いの実施を依頼しているという状況でございますが、一方で再び来遊して効果が継続していないという声も聞かれているところでございます。

一方で、愛知県におきましては、ノリ養殖漁場への鳥などの侵入防止対策としまして、発光体などによります追い払い、また防鳥網の設置による侵入防止対策が講じられているところでございます。ただ、発光体による追い払いにつきましては、最終的にはカモがなれてしまいまして、効果が薄れてしまうとか、あと防鳥網の設置につきましては、効果があるものの、その防鳥網によりまして作業効率が悪いということでございまして、なかなか普及していないということでございます。したがって、カモ等の鳥類のノリ養殖漁場への侵入防止対策に係る抜本的なものがまだ見つかっていないという状況でございます。

また、羽毛混入の防止対策につきましては、黒ノリでは機械化が進んでおりまして、洗浄処理装置ですとか、異物選別機によりまして羽毛を除去しているところでございます。ただ、アオサノリにつきましては、漁業者の方が手作業で混入した羽毛を除去しておりまして、作業効率が悪くなっているということでございます。

こうしたことから、アオサノリの羽毛除去をより効果的、効率的に行うことが必要であるということで考えております。今後の対応としましては、

県の融資制度を活用しまして洗浄処理装置ですとか、異物選別機の導入を漁業者の方に働きかけてまいりたいと考えております。また、カモ類等の鳥類の生息や羽毛混入防止に関する他県ですとか、県内の情報収集に努めまして、効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の内水面漁業におきますカワウの被害対策の取組でございます。

カワウによる食害は全国的にも問題となっております、県内では櫛田川などの河川や湖沼におきましてアユなどの捕食被害が発生しております、漁獲量や遊漁者の減少につながっているということでございます。このため、カワウの生息実態と被害状況を把握した上で対策を講じることが必要となっております。

生息実態につきましては、櫛田川をはじめ23カ所の生息地に観測地点を設定しまして、生息数を毎年計測しております。被害状況につきましては、内水面漁場管理委員会が漁協に対しましてアンケート調査を行いまして、被害状況を把握しています。なお、生息実態や被害状況につきましては、本県を含めました15府県及び国の関係機関で構成します中部近畿カワウ広域協議会におきまして情報を共有し、広域連携を図っているところでございます。

また、被害対策につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金ですとか、県単独の内水面地域振興活動推進事業費によりまして漁協等が行いますかかしの設置ですとか、花火による追い払いなどによる防除ですとか、駆除に要する経費を支援しているところでございます。平成23年度は松阪市では櫛田川等におきまして65羽のカワウを駆除したところでございます。

県としましては、引き続き生息実態と被害状況の調査を実施するとともに、関係する漁協や市町で構成されます地域の被害防止対策協議会と連携しまして対策を検討してまいります。この対策に基づきまして実施する事業に関しましては、漁協等に対しましても国の交付金や県事業による支援を行うなど、効果的な被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

特に松阪市内でとれるアオサノリというのが本当に県の特産品になっているようでございまして、本当に貴重なノリかなということでございます。しかし、そうした鳥による被害というのは私も初めて知ったんですけども、地元の皆さん方は大変御苦勞をいただいているということでございますので、まだまだ研究する必要があるのかなと思いますし、またいろいろ御指導いただければと思うところでもございます。

最近特にカワウによりまして、それぞれの河川でのせっかくアユの放流をしても、なかなか秋に成長する姿が見えないというのが私の近くの河川でも生じているわけでございます。カワウが入ってきて飛んだり泳いだりしているわけでございまして、何とか捕獲だけはしたいなと思うんですけども、最近アユを食することが全くございません。

そんなことですから、ぜひもう一度きれいな河川とともに、せっかく三重県も流域下水道で確かに河川の水はきれいになりました。ですので、もっと内水面の川の魚が、シラハエとか、あるいはコイとかが育ってくれたらいいんですけども、ぜひアユをもう一度身近な河川で育ててほしいなと思うところでもございます。今後もいろいろまだまだ研究が必要だと思いますけれども、御指導をいただいてすばらしい河川の管理につながっていただければと思うところでもございます。

いろいろ私の御質問をさせていただきました。時間もあと2分ですけども、特に防災関連は本当に重要な課題でもありまして、これからも一緒に私も地域のために頑張っていきたいなと思っております。博物館につきましても、本当にすばらしい博物館がオープンできることを楽しみにしておりますので、どうかよろしく皆さん方の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 37番 前野和美議員。

〔37番 前野和美議員登壇・拍手〕

○37番（前野和美） 大変お疲れのところですが、もう1時間ですので、御辛抱いただきたいと思います。それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思いますが、津市選出の前野和美、自民みらいでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は津市の川口小学校の生徒さんが傍聴に来ていただくということで、時間は14時25分から14時40分、私がちょうどヘリコプターの質問をしているころかなというふうに思いますが、これは青木議員の母校で、私のファンかなと思ったら青木議員のファンでございました。そんなかわいい傍聴者を迎えての質問になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日は久しぶりの一般質問でございまして、去年は2回代表質問をさせていただいたんですが、今日はもう気楽にいきたいということで、知事の登板は余り考えておりません。各部局の部長さんにしっかり御答弁をいただいて質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、質問に入りますが、まず衆議院が解散をされました。いよいよ選挙が行われることになるわけでありますが、争点の一つとして原子力問題が取り上げられております。原子力発電を中止するのか、このまま原子力発電を稼働させていくのか、国民に信を問う選挙でもあると思います。

これまでの日本のエネルギー政策は、CO₂を出さない原子力発電は環境に優しいクリーンなエネルギーであるとして、地球温暖化対策に貢献をして、なおかつ電気料金の低料金化に貢献をしていると言われてきました。資源のない日本では、使用済み核燃料を再利用するプルサーマル計画を掲げ、世界の原子力の牽引者となって高速増殖炉もんじゅの稼働を目標に取り組んできました。

管理さえ間違いを起こさなければ絶対に安全であると、国や電気事業者の説明に国民は安全神話のごとく思われてきました。1979年のスリーマイル島の原発事故や1986年のチェルノブイリ原発事故は大きな被害とたく

さんの犠牲者を出したにもかかわらず、その公表は最小限にとどめられ、不安をあおることのないよう、よその国の出来事として、依然として日本の原発は安全であると思い込まされてきたわけであります。

そんな中、東日本大震災が起き、福島第一原発は津波により電力を喪失しただけでメルトダウンを起こすという最悪の原発事故に発展してしまいました。復旧作業に当たる東京電力の社員や関連企業の人たちはいまだに収束の道筋が見えない放射能の脅威と戦いながら、いつ終わるともわからない危険な作業を続けていかなければなりません。一方で、警戒区域と設定された半径30キロメートル圏内に住む住民は、いつ帰れるとも当てのない避難生活を強いられております。

福島第一原子力発電所の事故以来、私たち素人でも理解のできるような報道によりまして少しずつ明るみになってきました。原子力発電所での使用済みウラン燃料は放射能が最終的になくなるまでには10万年かかることや、原子力発電所をこのまま使用し、事故もなく廃炉にこぎつけても、原子炉を解体するまでに30年、50年もかかるとも言われております。

その跡地はコンクリートで覆って永久に使用が不可能と、そんなことまで言われておまして、原子力発電を全面中止して使用済み核燃料を10万年という半永久的に保存管理をし続けるのか。原子力発電を動かしながら、これまでたまっている使用済み核燃料をプルサーマル計画で再処理し、再使用しながら徐々に減らしていくのか。そんな単純な問題ではないと思えますけれども、判断が迫られております。

近年の地球温暖化対策に加え、原発事故から急速に再生可能エネルギーへの展開の機運が高まってきました。国では平成24年7月1日から再生可能エネルギーの固定買取制度が施行され、今まで技術的に実用段階にありながら、経済性の面から活用されていなかった太陽光、風力、小水力など、再生可能エネルギーの活用の飛躍的な拡大が図られようとしております。

そこで、最初の質問であります農業用水を利用した小水力発電及び農地での太陽光発電の導入について伺ってまいりたいと思います。

まず、農林水産省では、農業用水を活用した小水力発電など、農村における地域資源の潜在力を活用し、電力の有効利用による農山漁村における自立分散型エネルギー供給システムの導入やクリーンエネルギーによる農村地域の活性化に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が進められていると伺っています。県で作成された三重県新エネルギービジョンを拝見しましたが、大規模集中型から自立分散型へということもうたわれており、いわゆる地域エネルギー需給力向上に向けた取組が進められていると思います。

私も先日、山梨県の都留市の小水力発電を見学してきました。都留市の小水力発電の取組は、平成13年、市民による都留市エネルギー研究会が結成をされまして、博物館のミュージアム都留というのがあるんですが、この前を流れている家中川、これですね。（パネルを示す）この家中川というのは国の一級河川である桂川、桂川に頭首工をつくりまして、その頭首工から引き込んでいるのがこの家中川で、これは農業用水と併用になっております。

そこで、この家中川で初めて英国製のアクエアUWというDC12ボルトの定格出力で100ワットの小水力発電を、市の補助金を得て設置をしたのが始まりです。それでイルミネーションを点灯したのが始まりだそうであります。（パネルを示す）こんな小さなもので最初にスタートをしました。これですね。

平成15年には、地域新エネルギービジョンの策定委員長を務められました信州大学工学部環境機能工学研究室の池田敏彦教授が中心となりまして、市内の谷村工業高校の生徒とともに市役所の前、今言いました家中川にサボウニウス型の水車1号機を設置して、これが1号機です。（パネルを示す）平成16年には、さらに改良型の2号機ですね。（パネルを示す）17年には3号機も設置をしまして、研究を重ねてデータを集められたようであります。

難敵は川に流れてくるごみが課題となりまして、高校生は市内を一軒一

軒周りながら、川にごみを捨てないでくださいというお願いをして回ったそうですが、河川環境の美化を呼びかける活動にもつながっていったそう
であります。

これをきっかけにしまして、都留市は平成16年に市制50周年を迎えること
から、水のまち都留市のシンボルとして小水力発電の建設に取り組み
ました。平成17年度に小水力発電、水車型の元気くん1号というのが稼働
しています。これがその元気くん1号です。（パネルを示す）下がけ式の
水車で、最大出力は20キロワットだそうです。水車の下を水が流れていく。
そして、水車が回るというシステムです。

平成22年には、上げけ式の水車、元気くん2号が完成をしました。これ
ですね。（パネルを示す）これは水車の上を水が流れていくということで、
ごみは上を流れていきますので、非常に詰まりにくいという、そういう利
点があるようです。

この元気くん2号の発電状況をその場で写真を撮ってきたんですが、
（パネルを示す）この最大出力は19ワットだそうです、このときには水
量も少なかった。冬場ですから水量も少なかったので5.7キロワット、最大
は5.6キロワット、写真は5.6キロワットですが、私が見たときは5.7キロワ
ット発電をしておりました。

それから、元気くん3号というのがまたその後誕生したんですが、（パ
ネルを示す）これが元気くん3号、これはらせん式の水車でして、最大出
力は7.3キロワットになるそうです。それで、校舎の写真があるんですが、
（パネルを示す）この家中川というのは市内を流れておまして、最初の
写真は家中川、（パネルを示す）川の幅はもともと5メートルほどあった
そうですが、今現在は半分ほどは道路に埋め立てたのではなしに、上へ車
が通れるような構造にして、川幅は2メートル50ぐらいというそんな状況
です。

これが市役所のちょうど正門から、市役所を向いて真っ正面に、いわゆる
地下で水が入ってきて、そして、（パネルを示す）この小学校の運動場

のど真ん中を通過して小学校の建物の下を家中川が抜けたところにらせん式の元気くん3号がありました。こんな川の上によく学校が建ったなど私は質問したんですが、これは県が河川の管理者であるということと、市が建てた建物ですから、その辺は上手に建てましたという、そんな話でございましたが、いずれも市民参加型の市民公募債、つるのおんがえし債というのを発行しまして、資金調達をしました。

NEDO等の補助金も合わせて事業をやったようですが、総事業費が1億4000万円のうち、市の持ち出しは1700万円ほどだったそうであります。発電された電力は都留市役所と博物館ミュージアム都留と、都留市のエコハウスというのが建っております。それから、植物工場、これはLEDを使った植物の栽培展示施設に供給されておまして、余剰電力は売電をされております。

1号機、2号機は財団法人の日本エネルギー経済研究所のグリーンエネルギー認証センターにグリーン電力証書発行者として認められたようでして、自家消費分をいわゆる事業者には1キロワット12円で販売しているとのことでありました。購入者は1000キロワット単位でそれを購入できるんですが、グリーンエネルギーを使ったと言えることが環境へのPRということで、会社のPRになっているというメリットがあるようであります。これは東京都の二酸化炭素排出権取引などにも使えるということから好評で、平成23年度は10万1000キロワット、金額にしますと121万2000円のグリーンエネルギーを売り上げたそうであります。

このように都留市とよく似た環境のところがこの三重県にもあるのではないかなというふうに想像で思うわけですが、農業ダムや用水路などの農業水利施設には安定した水量を活用した小規模な小水力発電への可能性があります。二酸化炭素を発生しないクリーンで純国産のエネルギーを発電することは、地域の活性化につながっていくと考えられるのではないかと思います。

そこで伺いますが、農業用水を利用した小水力発電及び農地での太陽光

発電導入について、県はどのように取り組まれておるのか伺いたいと思います。

続いて、2点目ですが、土地改良施設の維持管理事業に要する問題でございまして、2番目の農業用排水施設の補修への支援についてということで、維持管理事業に要する経費は電気代、油代、あるいは管理人の賃金等のように毎年毎年恒常的にかかる費用と、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、用排水路のしゅんせつ、機械等の部品の取りかえなどのように数年に1度定期的に行う施設の整備補修に要する経費と二つに分けられると思います。

土地改良施設の維持管理適正化事業は、せんだっても水谷議員からこの問題について質問が出ておりましたが、この事業は今申し上げた後者のほうでございまして、数年に1度行う整備補修事業に対する助成の制度であると思います。ただ、一般の補助事業と異なるのは、前もって適正化事業に加入して、整備補修に必要な費用の一定額を拠出金として、毎年三重県土地改良事業団体連合会を通じて全国土地改良事業団体連合会に拠出しなければなりません。地元負担金を5年前から前もって納めていくという制度です。一定額の拠出金の捻出ができる土地改良区等に対する助成の制度となっております。

そして、このように適正化事業に加入して、拠出金を出すことにした土地改良区に対して、整備補修事業の実施する年度に国の補助金と県の補助金、それぞれ3割ずつを合わせた6割の補助金とときに納めた3割の拠出金と合わせて9割の金額が交付金として交付されてくる仕組みです。なお、残りの1割は自己負担となり、実質、改良区は4割の受益者負担をしなければなりません。

毎年の拠出金は事業費の3割を5分の1、いわゆる事業費の6%ずつということになりますので、1000万円の事業なら30%の5分の1、毎年60万ずつ納めていけば事業がしてもらえするという比較的やりやすい事業であります。5年間の積み立て方式のようなもので、比較的事業には取り組みや

すいということになっております。

農業施設の更新時期や補修箇所が増えてきた今こそ、この制度の活用は要望も非常に多いと聞いておりまして、さきにも申し上げました農業施設を利用した小水力発電や太陽光発電の収益が、これらの事業の地元負担金として使える手だても考えていかなければならない大きな課題だと思えます。なぜなら農業施設は農業者のみならず、地域の自然環境や排水対策、生活道路等、あらゆるところで住民の役に立っていることを申し添えて、県の取組と事業に対する考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

以上2点、よろしく申し上げます。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） まず、農業用水を利用しました小水力発電及び農地への太陽光発電施設の導入への取組でございます。

農業用水を利用しました小水力発電につきましては、クリーンエネルギーの供給や分散型発電による災害時の電力確保等にも有効なエネルギーとして期待できることから、今年度までに6カ所のモデル地区を選定しまして、電力量、規模、適地等の基本的な条件につきまして調査を行ってきたところでございます。

今後は施設整備の具体化に向けまして、調査結果をもとに関係者と協議を行うとともに、国のエネルギー施策に関する動向を注視しながら、効果的な国の補助事業の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、太陽光発電につきましても、小水力発電と同様に有効なエネルギーとして期待されますが、農地での太陽光発電につきましては、農地を転用して行う場合には農地法等に基づき一定の要件を満たせば設置が可能となります。一方、農作物をつくりながら、その上で、農地の上で太陽光発電設備を設置する場合には、農地転用に当たるか否かの明確な基準がなく、その構造ですとか、農作物の収量、品質への影響等を考慮して個別に判断している状況になります。このような状況を踏まえまして、国は年度内を目途に農業を行いながら太陽光発電設備を設置する場合の判断基準を示す

としております。県としましては、この法律や今後国から示される判断基準に基づきまして適切に判断して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業用排水施設の小規模補修への支援でございます。

農業用排水施設は水田をはじめ本県農業を支える基幹的な施設でありまして、これらの施設の機能を維持していくためには日常の管理と適切な時期に補修を行うことが大変重要であると考えております。このため、県では県単独事業や国庫補助事業を活用しまして施設の補修に努めているところでございます。具体的には、土地改良区ですとか、市町が計画的に行います小規模な施設整備補修につきましては、国庫補助事業の、先ほど議員のお話にもありました土地改良施設維持管理適正化事業ですとか、県単土地基盤整備事業等で支援しているところでございます。

さらに、用水路の破損など、緊急的な維持補修に対応するため、県単独事業で基幹水利施設緊急調査補修事業を平成23年度より創設しまして突発事故にも対応しているところでございます。平成24年度には、これらの事業で67地区を実施しているところでございます。今後さらに施設の老朽化が進んでいくことから、施設が損傷した場合の影響の大きさですとか、緊急性を考慮しながら、必要な予算の確保に努めまして、施設の計画的な補修や突発事故への対応に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 前野和美議員登壇〕

○37番（前野和美） どうもありがとうございました。

余りちょっと時間をとり過ぎましたので、慌てていきたいと思いますが、小水力発電は6カ所で検討をしているということございまして、私の地元でも安濃ダムと白山町の土地改良区のほうで2カ所希望をしているという話を聞いております。しっかりと応援をしていただきたいのと、やはりその発電事業によって当然収益が出てくると思います。その収益が今話をさせてもらった適正化事業なんかの負担金に使えるようなそんな施策もせっかくのことですから考えていただけるとありがたいなというふうに思っ

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、太陽光発電ですが、基本的には農地には太陽光発電は電気事業法でいくと認められないということになっているというふうに私は聞いているんですが、間違っていましたらまた訂正をお願ひしたいと思うんです。そこで考えてみますと、まずいろんな太陽光発電を實際農地に展開してみえる方もありまして、それを否定するわけではありませぬけれども、ぜひ農家がうまく農業をしながら、農作物を育てながら、その土地を利用して太陽光発電ができるとすれば、これは私はすばらしいことだというふうに思っています。

農業はなかなか生産性が低いですし、収益が上がらない。それでも農地を維持しながら農作物をつくってみえるという農家がうまく太陽光発電の収益を利用して、さらに農業を発展的に展開していけるようなそんな施策になってくれれば、私はすばらしい取組だと思ひます。

ただ、農家にとって一番ネックになってくるのがその費用だと思うんですね。直接自分で自己負担をしながらソーラー発電をしていくということは、少し計算をしてみると相当な費用がかかるなと思ひました。

つくる作物もやはり限られてくるように思ひます。日陰を好む作物ということで、私は花木を過去につくっておった経験がありますが、マンリョウだとかセンリョウ、あるいはタマリョウなどが上に日陰をして作物をつくるんですが、そのときに使っていた遮光率のネットを、たしか50%から85%ぐらいのネットを使い分けて私も使用したことはありますが、それぐらいの遮光率で太陽光発電を敷き詰めようと思えば、例えば1反、1000平米ですか、1反の畑に敷き詰めていくと大体100キロワットぐらいの発電力のパネルを敷き詰めますと、遮光率からいくと75%ぐらいの計算になったんですが、それぐらいなら農業の支障なしに、逆に農業のほうもいい成果が上がるような太陽光パネルの設置になるのではないかなというふうに思ひます。

ただ、国の方針がまだ決まらないということでしたが、せんだつても新

聞を見ていましたら、転用が必要かそうでないかという判断基準は国が示す前に県が先に示すんだという、そんな新聞報道が11月14日の朝日新聞から出ておりましたが、その辺のことをもう一度確認させていただいて、農家が少なくともこの事業に乗り出していけるようなそんな体制にさせていただきたいと思いますので、もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

○**農林水産部長（梶田郁郎）** まず、電気事業法の関係でございますが、電気事業法では一律に農地等の上に設置する場合に禁止されているわけではありませんので、10ヘクタール以上の優良な農地の場合にはできませんけれども、例えば発電が50キロワット以上の場合につきましては、いわゆる附帯施設があれば、それが小さな面積であったとしても農地転用に当たるといことで許可が必要になりますけど、逆に言いますと、50キロ未満であれば、またその基準がありますので、一律電気事業法に該当するから農地転用できない、事業ができないということではないという点でございます。

それから、もう1点、県が独自に判断基準をとという話でございます。新聞で報道されましたのは、先ほど御答弁申し上げた今明確な判断基準がないことから、県として、その構造物とか、収量とか、品種とか、そこで一定の判断基準を設けて実際に運用に当たっているという状況でございます、最終的には国のほうが示す判断基準に沿ってまた県としても判断していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔37番 前野和美議員登壇〕

○**37番（前野和美）** 早急に支援策を考えていただきたいというふうに思っています。本年度中に契約しないと42円で買ってもらえないという不安な要素もありますので、その辺はひとつ十分御配慮いただきまして、農地にも太陽光発電が展開できるようなそんな支援策をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

時間が押してきましたので、次に行きたいと思ひます。

2点目の災害時のヘリコプターの運用と課題についてということで質問をさせていただきたいと思います。

東日本大震災で活躍をされましたDMA Tチームの報告書を見ました。DMA Tというのは、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されておりまして、厚生労働省により災害派遣チーム日本DMA Tが平成17年4月に発足しております。

東日本大震災では、DMA T 380チーム、1800人の隊員が全都道府県から出動しました。報告書では、阪神・淡路大震災と比べると、被災地入りしたDMA Tの数だけでも隔世の感を持って進歩したと言える。これまでの研究の方向性が間違っていなかったことが証明されたと。

今回の津波震災は、阪神・淡路大震災に認められなかった様々な医療ニーズが出現し、今まで研究されていない領域のものもあり、東海・東南海・南海地震が連動した場合、今回と同じ医療ニーズが生じると考えられることから、これまでやってきた阪神・淡路大震災タイプの対応に加え、さらなる対応が必要と考察をされております。

その中でも救援活動に、陸路を基本に支援に入りましたが、通信網の遮断と道路網の寸断が大きな支障となりまして、ドクターヘリを持つ26の医療機関の基本病院に被災地への出動依頼をされたようです。その結果、被災地以外から16機のヘリが被災地に向け出動し、被災地のヘリも含めて18機のドクターヘリが活躍をしたと。

ドクターヘリ以外にも活動状況を調べてみましたら、消防ヘリは全国71基中60機が被災地3県に出動しています。自衛隊のヘリコプターは96機、固定翼機が7機、民間の自家用ヘリコプターが12機、アメリカの空母ロナルド・レーガンはトモダチ作戦と名づけて出動しています。

厚労省の派遣チームのDMA Tの報告書にも出てきますが、ドクターヘリの災害時の運用が被災県の防災計画に位置づけられておらず、災害対策本部の中に入っていなかったため、運行の安全上の情報が共有できないなど支障を来したとの記述もあります。医療行為を持たない防災ヘリや県警

ヘリとのコラボレーションが今後の大きな課題であるとしております。

そんな中でも、ドクターヘリの着陸地点がなかったところでは医療チームがドクターヘリから消防防災ヘリに乗りかえて、山中でホバリングしながらホイストで降下をして、傷病者に直接接触をして救助した事例もあるという、そんなことも紹介をされておりました。

大きな課題として、ヘリでの現地の活動に必要な航空燃料の補給のたびに花巻空港まで給油に向かって行って、空港での給油は順番待ちで並んでいなきゃならんという順番待ちでございまして、ドクターヘリや防災ヘリが緊急先行給油という、これが認められなかったために、マスコミなどのヘリよりも後になってしまって、給油に時間がかかり過ぎて任務が遂行できない。やむなく他のヘリコプターに任務を交代してもらおうという、そんな悔しい思いをしたという談話も紹介をされておりました。

三重県でも昨年9月には紀伊半島水害があり、県保有の防災ヘリ及び応援の消防防災ヘリコプターが現地で補給する航空燃料の確保に相当御苦労されたと聞いております。それは三重県に空港がないため、飛行場がないため、防災ヘリに給油する特殊な燃料を確保するのに名古屋空港から陸路ドラム缶で運んで輸送をしてというふう聞いております。国道42号線が通行どめになっておりましたので、熊野市の防災拠点に到着するのに時間がかかってしまったようです。しかし、幸いにもヘリの活動には支障が出なかったので、今後もこれでいいのかなという心配を実はいたしております。

南北に長い三重県の場合、紀勢自動車道が命の道として急ピッチで整備をされておりますが、今のところ尾鷲市、熊野市と紀南地域への幹線道路は国道42号を使わなくてはならない状況でございまして、陸路が断たれた場合、頼れるのはヘリコプターによる救出救助や医療班、介護班、さらには食料品、生活必需品等、緊急必需品を災害拠点施設に届けるため、なくてはならない活動体制だと思っています。

先日、伊勢湾ヘリポートに視察に行ってまいりました。（パネルを示

す) これがヘリポートの図面です。聞くところによりますと、県の防災ヘリでは1時間に、これが防災ヘリなのですが、(パネルを示す) 1時間に大体ドラム缶2本、約400リッターの燃料が必要という説明でした。活動する時間を7時間としますと、ドラム缶が14本要ることになります。三重県にはドクターヘリ1機と県警ヘリが、(パネルを示す) こんなような県警ヘリが2台あります。これですね。県警ヘリです。

冒頭で東日本大震災のヘリコプターの出動台数を紹介しましたが、空港のない三重県では支援隊のヘリも含めて燃料補給が大きな課題になると思います。伊勢湾ヘリポートの備蓄燃料と県の航空隊の備蓄燃料を教えてください。県内に唯一あるヘリの給油所ですから、たくさんの応援ヘリが来ても十分足りるだけの燃料があるのか。確認をお願いしたいと思います。

それから、伊勢湾ヘリポートは海拔6メートルの、津波の心配はないと言われていますが、(パネルを示す) 一緒に見させていただいた空港の写真ですね。右端のほうを見てください。すぐ海なんですね。これは車がちょいちょい並んでいますが、これは釣りをしている人たち。私もここでよく釣りをしたことがあります。満潮になるとコンテナが黒くなっているところまで水が来まして、もう堤防までは3メートルぐらいの感じになるんですが、これでよく津波をかぶらんのかなというそんな心配があります。

ここは特に埋め立てをされたところですので、地震が起きれば液状化を心配しているんですが、液状化が起きて建物がひん曲がってしまうというようなことになってしまうと、その中に格納してある県警ヘリ2台、防災ヘリ1台、それから、ドクターヘリ、予備の中日本のヘリコプターも入っていますので、これは全て外に出せないという状況になってしまう。これは仙台空港でも同じようなことが起きまして、ヘリコプターが入っている倉庫のシャッターが曲がってしまってシャッターがあかなかった。ヘリコプターが出せなかったというそんなこともありますので、心配をいたしております。

それで、質問ですが、県内には4カ所の広域防災拠点があります。その

拠点でヘリコプターが離発着可能な施設となっているのか。また、その施設に今も申し上げた航空燃料を保管する倉庫が確保されているのか。また、本年は伊賀広域防災拠点が年度末に完成するということですので、あわせてお聞かせください。

2点目は、ドクターヘリの災害時の運用や防災消防ヘリ、さらには県警ヘリも含めたコラボレーション、DMA Tで言われておりましたコラボレーションが完成済みなのか。防災計画書の中にはそうしたことが記述されておりませんので、これもお尋ねしたいと思います。

3点目は伊勢湾ヘリポートの燃料の備蓄や非常用電源の整備状況はどうなっているのかと。また、東日本大震災の被害状況を踏まえて実施をされております基地としての現況調査、これはどこまで進んでいるのかという3点をまずお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 前野議員から災害時のヘリコプター運用と課題についてということで大きく3点御質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、大きな1点目の広域防災拠点にはヘリコプターの離発着可能な施設があるのかという部分と燃料備蓄についてでございます。

本県におきましては、災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、広域的な活動拠点を平時から確保しておく必要があるという考え方に立ちまして、平成8年度に策定した三重県広域防災拠点施設基本構想に基づいて、県内を五つのエリアごとに広域防災拠点を順次整備しているところでございます。

この三重県広域防災拠点施設基本構想におきましては、広域防災拠点に求められる機能としまして、ヘリコプターを利用した空輸機能、これが必須となっております。また、個々の防災拠点の整備に当たりましては、有識者等によります専門部会を設置するなどしまして整備方針を検討するとともに、実施計画を策定することにしてございます。

ヘリポートにつきましては、離着陸帯、進入区域、よくエプロンと言われます駐機場、こういったヘリポートの規模等につきまして、整備方針に基づいて検討を加え実施計画を策定しております。そのため、現在整備済みの広域防災拠点並びに本年度末竣工予定の伊賀広域防災拠点はいずれもヘリポートの機能を有し、ヘリコプターの離着陸が可能となっております。

次に、燃料備蓄でございますが、現在ヘリコプターの燃料備蓄は防災航空隊の基地がある伊勢湾ヘリポートと一部の消防本部において実施しておりますけれども、航空燃料の品質管理上の課題、これは航空燃料の場合は品質保持期間が1年と期限がなっております。そうした課題から、広域防災拠点における大量の備蓄というのは行っておりません。

しかし、広域的な災害、大規模災害にはヘリコプターの活動範囲が拡大しますことから、燃料確保につきましては今後広域防災拠点における備蓄も視野に入れながら、周辺の関連施設との連携も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目でございます。防災ヘリやドクターヘリ等々が連携して対応できるのかという御質問でした。

防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリの活動につきましては、各機関において個別に運行管理されております。議員がコラボレーションと言われました3者の連携については、確かに現在計画書等の記述はございませんけれども、それぞれの機関のヘリコプターが実際に出動する場合には、事前に相互に活動概要を報告することとしておりまして、必要に応じ相互連携による災害対応も実施しております。

また、図上訓練におきましても、災害対策本部の救助班内に、救助班というのは、これは本年度立ち上げました統括部の新しい組織でございますけれども、その救助班内に航空調整所というところを設けまして、そこにおいて県警ヘリをはじめ陸上自衛隊、海上保安庁のヘリについて、いわば空からの活動調整、これを行う訓練を実施しているところでございます。なお、ドクターヘリのこれらの参加についても今後は検討してまいりたい

と考えております。

一方、現在県主催の防災危機管理関係機関連絡会議におきまして、救出救助機関を中心に相互の連携について検討しているところでございまして、今後防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリに限らず、自衛隊、海上保安庁などの関係機関のヘリコプターも含めまして、災害現場で活動するヘリコプターの安全かつ効果的な運用についても検討してまいりたいと考えております。そうした検討結果につきましては、大規模災害時に連携して対応できますように、災害対策本部の活動マニュアル等へ反映していきたいというふうに考えております。

最後に大きな3点目でございますけれども、伊勢湾ヘリポートの燃料備蓄や非常電源、この整備状況と、もう一つは、ここの基地としての現況調査の進捗状況でございました。

まず、整備状況についてでございます。伊勢湾ヘリポートは津市が平成5年10月に開港した県内唯一の公共ヘリポートでございますが、燃料備蓄につきましては、20キロリットルの地下タンク1基と10キロリットルの地下タンク1基が整備されております。非常用電源についても整備してございまして、給油施設の非常用電源につきましては高所へ移動が可能な移動式の発電機を準備してございます。

次に、基地としての現況調査の内容、進捗状況ですが、防災ヘリコプター等の運行基地は沿岸部に位置しており、埋立地でもあることから、昨年の東日本大震災以降、確かに大規模災害時に安全かつ効果的な活動拠点となり得るか、これについては懸念が出てまいりました。そこで、本年度、地震被害想定調査資料、伊勢湾ヘリポート整備時の資料、また、周辺地盤についての資料等々を収集しまして、それをもとに災害時におけるヘリポート運行基地としての適性を調査するために現況基礎調査を実施することにしました。

現在は専門のコンサルタント会社に委託して調査を進めているところでありまして、資料の収集、関係者からのヒアリングを実施して、本年度末

までに調査結果に基づく評価を行い、災害発生時におけます防災ヘリコプターや他県等からの応援ヘリコプターの運行基地として機能できるか、また、機能させるためには予防対策として何が必要か、あるいは応急対策として何が必要かなどの分析を行ってまいります。

県としましては、これらの調査結果、評価結果、分析結果の報告をもとにし、次年度以降、津市をはじめとする伊勢湾ヘリポートの管理者等の関係機関、これらと協議をしまして今後の対応方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 前野和美議員登壇〕

○37番（前野和美） どうもありがとうございます。

今御答弁をいただきました中でドクターヘリ、あるいは防災ヘリ、県警ヘリ、そして、また自衛隊や海上保安庁のヘリとの災害現場での効果的な運用について、これから検討していくということでございますので、しっかり御検討をいただきたいと思っております。東日本大震災という教訓がありますので、それをもとにしっかりやっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

県内には伊勢湾ヘリポート以外に空港はないわけでありまして、防災拠点4カ所にも航空燃料は備蓄をしていないということになりますと、災害が起きたときに本当に大丈夫かなというそんな心配をさせられます。

専門の方々にちょっと聞いてみますと、今防災ヘリで1時間に400リッターも油を食ってしまうと。フライト計画を立てるときに目的地、それから、活動目的、それから帰港する時間、それらを想定して燃料を入れてフライト計画を立てて航空局の了解を得てから飛び立つという、そういうシステムになっているようでして、我々が普通に乘っている自動車のようについても満タンにしておいて自由に飛び回るといふ、そんなことではないようですので、非常に心配するんですね。

災害が起きて、例えば他県のヘリコプターが三重県に応援に行こうと。

当然フライト計画を立てるんですね。そのときにどこを基地としてフライト計画を立てるかということなんですね。伊勢湾ヘリポートに、そこに油があるわけですから、そこまで来るだけの油で飛んでくるわけですから、そこを中心に運航計画を立てたときに、災害で伊勢湾ヘリポートがなくなっていたというようなことになってしまいますと、応援に来たくても来られないというそんな状況にもなるというふうに思います。

特に北部のほうはセントレアがあったり、今申し上げた名古屋空港があったりしますから、少し飛ばば燃料補給できるんですが、南のほうへ行くと全くそういった空港がありませんので、できましたらどこか1カ所ぐらいは伊勢湾ヘリポートにかわるような機能を持った空港と燃料タンクを設置しておく必要性を非常に強く感じているんですが、もう一度その辺につきまして再度御答弁いただけたらと思います。

○防災対策部長（稲垣 司） 確かに三重県内のうち、例えば現在の整備状況を申しますと、航空燃料の備蓄状況は三重紀北消防組合で600リットル、熊野市消防本部等で2800リットル、議員のおっしゃるとおり、防災ヘリコプターは1時間400リットルの消費をしますので、熊野市の備蓄分では2800リットル、これは7時間分の飛行ということになってございます。この燃料があれば、確かに平時の活動には支障はございませんけれども、議員懸念されるように大規模災害時におきましては他機関からの応援もございませんから、これで十分とは言えません。

しかしながら、先ほどもちょっと申しましたとおり、大量の航空燃料を保管するためには品質管理、そうした観点からの課題もありますし、また、給油施設の整備には施設の運用管理経費面の課題も加わってまいります。とはいっても、大規模災害が発生した場合には三重県内、とりわけ県内部地域におきましては、ヘリコプターが十分に飛行できることの重要性というのが、これも議員の言われるとおりでございますので、給油施設の整備につきましては、今後ただいま申し上げた課題も整理した上でしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

〔37番 前野和美議員登壇〕

○37番（前野和美） わかりました。ドラム缶で備蓄しておくというそんな単純な方法じゃなしに、やっぱり第2の空港基地として、どこかにきちっとしたものを整備する。そのことが重要だと思いますので、くれぐれもよろしく願いをしたいと思います。

それから、最後に東日本大震災のときの教訓なんですが、地震直後にテレビやラジオでいろんな津波の情報をとろうと思ってても電源が喪失して、あるいはもうそうした通信網が全て遮断をされておりますから、住民というのは、特に海岸沿いに住んでいる住民というのはその情報を知り得る手段がないんですね。そういうときに、今申し上げた防災ヘリ、県警ヘリ、この辺が上空から津波が来ますから避難してくださいというような広報ができるような、そんなシステムをぜひ考えておいていただきたいと思いますので、これもつけ加えてよろしく願いを申し上げます。

そして、隣に明野空港がありますので、明野空港の自衛隊にもそういう話をしていただいて、ぜひそういうときには協力してくれんかという話も進めていただけたらというふうに思いますので、よろしく願い申し上げて、要望にかえさせていただきます。

最後になりますが、時間がありませんので、障がい者の就労支援について、2点あるんですが、これもさきに議員がいろいろと質問されておりますので、重複するところがあると思いますが、とにかく障がい者の皆さん方の福祉作業所での工賃が非常に低いということが言われておまして、それで昨年の9月にそれを解消しようということで、共同窓口の受注ということでスタートをしましたが、その後の話を聞いておりますと、共同窓口の効果が全く上がっていないというそんな現実があるというふうに聞いております。なぜそういうことになっているのか。県当局のほうではどのように把握されて、今後この窓口を使って障がい者の皆さん方の賃金アップにつなげていくのか。その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしく

お願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 共同受注窓口の状況でございますけれども、今年度これまで企業等への営業活動や各種団体への発注の働きかけ、それから、官公需の発注促進に努めてまいりまして、今年度11月現在で約460万円共同受注窓口を通じた売り上げを見込んでおりまして、さらに今後新たな契約も予定しておりますことから、平成24年度は800万円を超える売り上げを見込んでおります。

今後の対応としまして、共同受注窓口の取組を通じて工賃アップにつなげていくためには、受注の拡大とともに、それに応えることができる福祉事業所側の体制の充実が重要となります。このため、県内の福祉事業所における製品やサービスの種類、品質、数量、納期などの受注対応能力を正確に把握すべく、現在福祉事業所の実態調査を行っているところです。

また、福祉事業所が経営の効率化など、受注体制を充実強化することができるよう、指導、助言を行う経営コンサルタントの派遣も行っております。このような取組を進めることにより、共同受注窓口を通じた福祉事業所の受注拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〔37番 前野和美議員登壇〕

○37番（前野和美） もう時間が迫ってきましたので、私が聞いている範囲内で共同受注窓口のPR不足、この窓口そのもののPR不足なんですね。福祉事業所がこの共同窓口はNPOで県の委託を受けてそうしたことをやっているということ自体がわかっていないものですから、なかなかこの事業が進まない。その辺があると思います。

これは窓口だけ、この共同窓口だけにあなた方は福祉事業所を回りながら説明しなさいよということに今現在なっているんだと思うんですが、これをもう少し県がお手伝いをしていただいて、作業所回りも一緒になって回って、県はこんなふうにご皆さん方の工賃アップのために努力をしている

んですから、皆さんもこれに共同窓口を通じて仕事を受注して、その工賃アップと一緒に頑張ってくださーいというような宣伝をぜひよろしくお願いしたいと思います。

それが一番売り上げを上げていくこの窓口をつくった意味があると思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、時間がもう終わりに迫っておりますので、今回はこの辺で閉じさせていただきたいと思います。大変お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時15分開議

開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 質問を継続いたします。

最初に、貝増吉郎議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 議長のお許しをいただきましたので、関連質問をさせていただきます。貝増議員の発言の部分で特別支援学校についてというところで質問させていただきます。通告書の間違いがちょっとありまして、松阪地区の特別支援整備と書いていますけれども、特別支援学校整備の計画についてということで質問させていただきます。

まず、松阪の三重中京大学の跡地で決まったと先ほど聞かせていただいたんですが、ちょっと気になったのが現況の建物を解体して引き渡すと。それから、三重県のほうで計画に入ると聞かせていただいたんですが、それでよろしいのでしょうか。

○教育長（真伏秀樹） 三重中京大学のほうで解体をされた後の校地を県が利用させていただく。もちろん買収して利用するわけですがけれども、そういう形で進めていこうと思っています。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） それでは、ちょっと気になるところが、その三重中京大学の解体をするという条件と多気町との条件で選定されたという理解をしたらいいのでしょうか。経緯がわかれば。

○教育長（真伏秀樹） 少し経緯をお話しさせていただきたいと思うんですが、松阪地域の特別支援学校の整備については、平成23年度に整備推進協議会というのを立ち上げておまして、そこで地域の松阪市ですとか、その周辺の町の教育委員会の方とか、それから、保護者の方、それから、市町の教育委員会の方がそのメンバーになった形での協議会なんですけれども、そこで候補地の選定というのをやってみりました。

それで、当初は既存施設を活用しようということで、県の施設ですとか、市町の施設なんかをいろいろ探したんですけれども、結局なかったものですから、市町のほうを通じてどこか候補地がないかということで活用を呼びかけたところ、松阪市からは三重中京大学、それから、多気町からはのびのびパーク天啓のところですね。その候補地がどうだろうという話がありました。

それで、その中でいろいろ協議を、その中で最終的には3月までに、去年の3月までに決めようと思ったんですけれども、そのときには三重中京大学のほうはそのままの形で改修をして使おうということで考えておりましたので、それと多気町のほうと比較する中で、その中ではどちらがいいというのはなかなか決められない状況がありました。

それで、協議会の中で、じゃ、もうあと二月ぐらい協議の時間を延ばそうということで、5月末を期限としていろいろ考えていく中で、三重中京大学のほうから解体をすると。自ら解体をしてその後の土地を利用していただくという案が新たな案として出てまいりましたので、その土地の利用案と多気町とを比較させていただいたということでございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 3月いっぱいまで協議されて5月の状態、2カ月ぐらい待ってそういういろいろ協議をしていく中で、更地にしてという条件を出していただいてそのように決まっていたということなんですな。

そこで、ちょっとこれは地域の住民の方とか、そういった方が言われていることがありまして、というのは、この中にすごく利用されている体育館があるんです。地域の自治会とか、バレーボールとか、いろんな団体とか、イベントのときの練習会場だとか、いろんな意味で体育館がすごく使われているんですな。その体育館を、僕も聞かせていただいたんですけど、体育館の部分壊すというようなことを聞いております。

その部分と、それから、もう一つ図書館、この中に図書館があるんですな。大学で使われていた。そういう図書館とか体育館を何とか残してほかの部分壊して何かできないのかなど。そんなようなことを地域の方からいただいておりますので、まだ大学のほうはこの年明けの3月まで学校をやっているわけですから、余りこんなことを協議することではないのかと思いますけれども、できたら地域の方の要望も含めてもう一度聞いていただきながら、その辺の計画をもう一度やっていただければかなど。そんなふうに思っておりますので、それに対してどうでしょうかね。

○教育長（真伏秀樹） 私ども当初その体育館のほうも、それから、すぐ横の6号館だったと思ったんですが、ちょっと違っていたらごめんなさい。両方とも施設を活用させていただいて、学校をつくらせていただこうと思って、相当長いこと時間をかけて中身の調査をさせていただいたんですけども、やっぱり大学という仕様になっていますので、特別支援学校とは

いろんな面で違うというのがわかってまいりまして、そのまま仮に改修をするとすれば、新築をするよりも場合によったら改修費用のほうがたくさんかかるかもしれないというような状況もございました。

そうした中では今のまま使うというのはなかなか難しいということもあったところへ、三重中京大学のほうから体育館のほうも解体をするし、6号館のほうも解体をすると。それで、図書館のほうはその契約の中には私どものほうには入っておりませんので、多分図書館は残るんだろうと思うんですけども、体育館のほうについても解体をする中で、あと残った整地をした部分を使ってくださいという話でしたので、そのお話に今乗せていただいております。

多分その体育館は、確かに体育館としてはいい施設かなと思うんですけども、特別支援学校でもし使うとなると大変使いづらいという部分もあって、なおかつ老朽化も一定してきておりますので、そのままの形で残すというのは少し難しいかなというふうに考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 私もその部分、体育館も壊すんだ、6号館も壊すんだということは聞かせてはいただいたんですけども、できればその奥にも敷地はあるわけなので、そういったことを考えながら、壊す場所を変えてでも、できればその体育館を残しながら、支援学校の生徒さんも含めて、地域の方も含めて、そういう交流ができる場になればと、そんなふうに思います。

奥に梅村幼稚園もありますので、そういったことを含めて考えていくことが地域のためにはなるのかなと、そんなふうに思いますので、特別こうしてくれと言っているわけじゃないんですけども、そういう考え方もありますよということで、検討していただいたらなと、そのように思いますので、せっかく持っていついていただいたらいい施設にして、皆さんが愛せるような施設になっていただきたいなど。私、すぐ近くに事務所もありますので、本当に歩いて5分、10分というところなので、そういったことも踏

まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 次に、笹井健司議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。43番 三谷哲央議員。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 笹井議員の新県立博物館につきまして、それに関連して少しお伺いをさせていただきたいと思ひます。

先ほどの御説明で建物は来年4月にも引き渡しということで、外溝、駐車場等も含めて順調にいつておると。平成26年春の開館を目指して鋭意努力を重ねられておられることに関しましては心から敬意を表したいなど、こう思っております。それで、平成27年までは県の直営でやるというようなお話、違うんですか。平成26年までは県の直営ということですか。

開館を目指して頑張っておられるのは、それはそれで結構なんですが、当然その開館をするときは、鈴木知事が県民と約束をされた七つの前提条件を見事にクリアされて、県民の前にこのように約束を果たしました、だから、開館をいたしますということになるんだろうと思っております、逆に言えば、もしそれがクリアできなければ開館しないということで間違いないでしょうか。部長、どうですか。

○環境生活部長（竹内 望） 御指摘のありました7項目につきまして、それを達成するように、最大限我々は努力をしまりたいというふうに思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） これは努力目標じゃないんですよね。努力すればいいという話じゃなくて、知事が県民と約束をされたことです。これはきちっと果たしていただいた上で開館ということになるはずなんですが、部長、もう一度お願いします。

○環境生活部長（竹内 望） 知事のほうからも全員協議会で説明をさせていただいた内容で、例えばですけれども、県費の2割削減につきましては

段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案するというふうな形で、いつの時点で2割程度削減というのを明確にしておけるわけじゃなくて、開館の年から平年ベースというんでしょうか。その平年ベースで例えば企業からの協賛を段階的に増やすとか、そういう形で2割を目指すんだという形。ただし、それは25年度中にそういう収支の見通しというものをお示しする中で御判断をいただきたいなというふうに思います。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央）　そういういかにも役人のつくった作文みたいな答弁はだめですよ。普通入るをはかりて出るを制するというのはよく言いますが、出るときの支出というのは、もうなかなか博物館の維持経費の場合は削れないんですよ。ですから、収入を増やしていくという方策をいろいろ考えなければいけない。これは当然の話だと思います。

今、竹内部長の隣で関係ないというような顔をして座っています北岡部長が生活・文化部長の当時、この議論が1回あったんです。それで、当時執行部からの御説明は、例えば入館料を取りますとか、自販機の売り上げを云々とか、売店でいろいろグッズを売りますとか、だから、こういうので収入を図るといってお話で、何とか2割に持っていきたいというお話だったんです。

しかし、こんなものは2割削減があろうとなかろうと入館料は全員ただで入ってくるわけじゃあるまいし、売店で物を売るのは当然ですし、自販機も置くんでしょうと。だから、そんなばかな収入のはかり方はあきませんよということで、当時の委員会での委員長報告、それでも厳しく御指摘をさせていただいたところです。

それで、今部長がおっしゃっている収入増の見通し、どういう方策が今のあたりまで進捗しているのか、まず教えてください。

○環境生活部長（竹内 望）　先ほど答弁でも申し上げたんですけれども、企業との関係で御理解をいただきやすいようにコーポレーションデーであるとか、あるいは企業パートナーシップといいまして、企業から協賛をい

ただいたらその企業さんにいろんな特典、メリットがあるような仕組みとか、幾つか今考えておまして、ただ、正直言いまして、どれぐらいの料金設定が妥当なのかというところは企業のお声も聞かないといけないということで、いろんなお声を聞く中で幾らぐらいの料金にさせていただいて、それが年何回ぐらい御利用いただけるかというふうな収入の見通しを改めて今精査をさせていただいておるとというのが現状でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） その見通しを来年、少なくとも平成25年度中には出していただけると。少なくともその2割削減という目標が見事にクリアするというを示していただけるというふうに理解してよろしいんですか。それとも、いつになるかわからんけれども、将来これに向かって努力をしていきますよというそういう話なんですか。

○環境生活部長（竹内 望） 新たな収支見通しにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成25年度の適切な時期にお示しさせていただきたいと思っております。その中で、いつの時点でそれができるんだということも含めて整理させていただきたいなというふうに思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 少なくとも開館時に2割削減ということが、見通しが立っていなければ僕は約束違反だと、こう思います。

それから、もう1点、例の今ある現博物館を県負担なしで見事に消し去るというこの約束ですが、これの見通しはどうなっていますか。

○環境生活部長（竹内 望） 現博物館につきまして県費負担をかけないで解決するということにつきましては、当該土地がもともと津市から寄附をいただいておりますということも踏まえまして、現在津市も含めまして最もしい解決策を探るべく、いろんな形で検討をさせていただいておりますというのが実態でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 今の現博物館はオープンときは消えているんですか。

それとも、まだあそこに残っているんですか。

○環境生活部長（竹内 望） 県費をかけないで解決するという前提でいろんな選択肢を検討しておるんですけども、平成26年春のオープンของときまでにそれを解体、撤去する形でやるというのは、現実的にはその時点でのいうのは非常に困難かなというふうに思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） そうしますと、今七つある二つの事柄を上げましたけれども、平成26年の春のオープンのときには、今の部長の御説明だと、その二つの条件もクリアせずに、もうでき上がっていったんだ、もう債務負担も認めたじゃないか、いいじゃないか、やろうじゃないかと、そういう話になってくるのかなと、こう思うんですけども、余り時間がないので、知事、最後に、これは必ずクリアをするという強い決意表明をお願いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 達成に向けて最大限努力します。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 終わります。（拍手）

○議長（山本教和） 同じく、笹井健司議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。44番 中村進一議員。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 笹井議員の質問に対しまして関連をさせていただきます。私のほうは優しくいきたいというふうに思っております。獣害対策について、梶田部長、静かに聞きますので、よろしく願いいたします。

今年から来年にかけて、この獣害対策は大変力を入れていただくということでございます。この関係は、今までの県の取組は市町の反応は非常にいいと。いいというか、今までやってきていただいたことについては非常に反応もよくなっているというふうに思っておりますし、先般伊勢安土桃山文化村ですか、あそこで発表会がありまして、私もお邪魔させていただきましたけれども、非常にいろんなことを今やっておられるということで

ございます。ただ、成果がなかなか出ていないということで心配をしているところです。

来年に向けてのこの政策の中で集落ぐるみでというお話がよく出てくるんですが、集落ぐるみでやらないと獣害対策は非常に難しいとは思いますが、その集落といっても農家の方と非農家の方の協力の度合い、これが大きな課題になってくると思うんですね。農家の方も最初は市の職員なんかがお邪魔をさせていただきますと大変厳しい対応であったんですが、研修を何度か何度か重ねていくうちに、これは自分らでやらなあかんのやという思いになって、今動き始めているんですね。

しかし、非農家の方々は、例えば音の出るものをやったりとか、様々な仕掛けをやったりとか、わなをやったりとか、そういうことになってまいりますと、そこら辺の周知というものをどうしていくのか。それをクリアしないと集落全体での対応ができないんじゃないかということについて、ちょっと力を入れてもらう必要があるのではないかということが1点です。

もう1点は、大量捕獲、先ほどから猿にしても、イノシシにしても、鹿にしても大量捕獲という言葉が出てまいりました。そして、また今までのたくさんの議員の質問に対しての答弁は、いろんないわゆる産業、ペットの餌にしたりとか、いろんなことを考えておられるということですが、その事業が進めば進むほど大量の使えない部分といいますか、処分後の動物をどう対応するのか。今まで答弁でもかなりお金をかけてということですが、その辺の、並行してどう処分していくかということを中心に市町に示していく。県としては何をしていくんだということ、ちょっとその辺について今の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○農林水産部長（梶田郁郎） まず1点目の非農家の方々へどう協力を求めるように周知していくかということでございますが、県のほうでは各地域に地域の獣害対策チームという、これは普及員が中心になっているわけですが、そこが中心になって集落づくりに取り組んでいるところでございまして、もう一つ、各地域に地域獣害対策連絡会議というのを設けておりま

す。この中には、市とか、町とか、それと自治会の方も入っていただいておりまして、この連絡会議を通して集落づくりに取り組んでいるという状況でございます。

非農家の方々への周知、協力は、この自治会を通じまして今お願いをしているような状況でございます。あわせて、先ほどのお話にありましたフォーラムとか、強調月間とか、いろんな取組をしながら広く獣害に関する対策についての周知をしているところですが、今後、今お話のありましたように、もう少し非農家の方々への周知、協力依頼につきまして、もう少し精査しながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。またいろいろな機会を通じて周知をしていきたいと思っています。

それから、二つ目の利活用ができる部分はいいいけれども、それ以外の部分についてどう取り組んでいくかというところでございますが、基本的に獣肉の部分につきましてはいろんな取組で利活用をしておりますが、それ以外の皮とか、角とか、そういう部分につきましては、お話のとおりペットフードで処理しているというのもあります。ただ、もう一つは、皮を使って今ちょっと試作をして名刺入れなんかもつくっているところなんですけれども、そのように肉として利用できない部分につきましては、いろいろ工夫しながら、事業者の知恵もおかりしながら、一緒になって工夫して何とか次の展開にできるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 部長、現在たくさんとれた物体ですね。動物の死体ですよね。それはどんな処理をされているんですか。各市町でばらばらなんですか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 基本的に現場で捕獲したものの大部分が埋却処理されているという状況です。それを利活用するときに、解体等をしたときに獣肉として利用できるものは利用しますが、それ以外のもので利用できない部分で、ペットフードにしても全てがペットフードに回るわけじ

やありませんので、最終的には産業廃棄物ということで処分をせざるを得ないという状況でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） ということは、とったその場で必要な部分だけとって、あとはそれぞれの山へ、山といいますか、現地で埋却ということによろしいんですか。その辺は特に問題はないということですか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 私的に個人の方が捕獲した後、必要な肉をとって残りを埋却するというのと、それから、補殺後全てを埋却してしまうという場合もあります。我々が取り組んでいる獣肉利用の場合には、食品衛生法上のきちとした処理ができる設備をつくっていただいて、そこで処理していただくという取組をしております、そのときに処理した肉は、解体した肉はいろんなルートを通じて食品として提供できますが、残ったものについては産業廃棄物として処理されているという状況でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） わかりました。

それから、一般の住民の皆さんへの、非農家の方たちへは、この間伊勢市でやっていただいたああいう感じのイベントとか、あるいは子どもさんを対象に、このまま獣害が増えていくと、保育所とか、幼稚園とか、いろんな地域住民のところに出てくるということもありますので、様々な対応は書いていただいているんですが、この辺について、ちょっと突っ込んだイベント風なものも企画をしていただければと思わせていただきました。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明30日から12月2日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明30日から12月2日までは休会とすることに決定いたしました。

12月3日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時42分散会